

新たな産業政策体系の構築を求める
～ビジネス環境世界 No.1 への道～

2013 年3月 19 日
一般社団法人 日本経済団体連合会

「新たな産業政策体系の構築を求める～ビジネス環境世界No.1への道～」(概要)

1. はじめに～企業の競争力強化の必要性

- (1) 競争力とは、提供される製品やサービスが、市場において適正な価格で顧客(企業、消費者等)から選ばれる力
- (2) 企業の競争力強化には、企業自らの努力とともに、政府による事業環境の整備も重要。企業活動の停滞すなわち国力の低下

2. グローバル経済下における企業の競争力強化に向けた取り組み

(1) わが国産業・企業の概観

わが国の産業・企業像を概観すると、企業数は約409万社、売上高は約1,302兆円、付加価値額は約242兆円、従業員数は約5,632万人(2012年時点)。こうした中、多くの企業は、国内景気の低迷や人口構造の変化に伴う需要減少、国内外の企業との競争激化等を背景に今後10年の経営環境は現状よりも、一段と厳しくなると認識

(2) グローバル経済下における企業の競争力強化に向けた取り組み

企業は、グローバルサプライチェーンの構築や生産性向上に向けて、①経営スピード(環境変化に適時適切に対応するために、事業展開の手法や内部の意思決定のあり方の改善等)、②経営の多様性(現地リーダー層の本社経営陣への登用など、グローバルとローカルの戦略を有機的に融合)、③グローバル人材(「オープン・マインド」、複数の言語能力)などの資質を備えた人材の確保、④自然災害も含めた危機対応能力の向上、が喫緊の課題

3. 産業政策の実施にあたって再考・検証すべき点

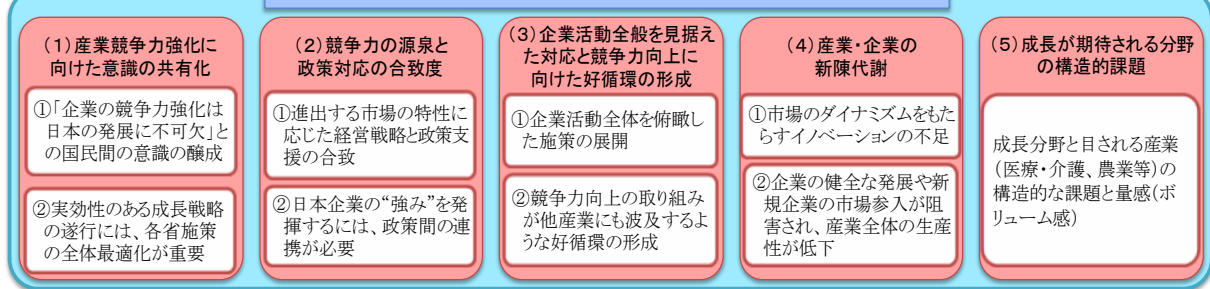
(1) 産業政策の変遷と見方

「失われた20年」の間、企業の競争力強化に向け、幾度となく産業政策や成長戦略が策定されてきたが、継続的に実行されない、企業が持つ様々な競争力の源泉を維持・強化させるには力不足、あるいは非効率の事業を温存しているなど、企業の期待通りにはなっていない状況

(2) 今後の産業政策の方向性

競争条件のイコール・フッティングの確保を前提に ①日本の経済社会が直面する諸課題の解決に貢献する産業・事業(環境・エネルギー、医療・介護・保育等)の育成・振興 ②産業間・産業内の資源配分を新しい産業に円滑に移行させるための環境整備と人材育成

4. 新たな産業政策体系の構築に向けた5つの課題



5. 今後の産業政策体系のあり方

(1) 産業競争力会議に期待する役割

①産業競争力会議を法令に基づく会議体への改組・強化 ②政策工程表の策定と進捗状況のフォローアップ ③競争力強化法(仮称)の制定

(2) 企業活動のグローバル化への対応

①新興国市場への対応: 各国の成長戦略策定への協力とその活用(インフラの海外展開、スマートシティのモデル輸出など)、人の移動の円滑化、投資ルールの整備、知的財産権の保護、政府開発援助の活用、租税条約の推進、港湾を中心とした物流インフラ整備への積極的な関与、独創的かつ技術力の高い中小企業の輸出支援、クールジャパンの強化、現地企業の従業員への安全確保など

②先進国市場への対応: TPPや日・EU EPAをはじめとした経済連携協定の推進、政府研究開発投資の拡充と戦略的な投下、貿易手続きの円滑化、各種資格や制度の相互承認の推進、国際標準の獲得に向けた取り組みの積極化、M&Aの推進など

(3) 企業活動全体を俯瞰した政策の展開

①企業活動全般に配慮した政策の実施。ある製品・サービスを供給するにあたり、付加価値の源泉を生み出す企業の育成、支援を重視

②グローバルサプライチェーンの構築にあたっては、とりわけ物流分野におけるグランドデザインの再構築と計画的なインフラ整備、既存インフラの効率的な使用、戦略的な老朽化対策

(4) イノベーション推進体制の抜本的強化と起業の促進

①研究開発税制の拡充、イノベーション創出に向けた「場」の設定の拡充、既存企業とのコラボレーション、資金調達、取引先の確保、適切な人材確保等

②将来性のある企業・事業へのリスクマネーの供給、税制上の特例措置等、「目利き力」のある人材の育成、起業教育の充実

(5) 成長分野と担い手をマッチさせた産業構造改革の推進

①規制改革: 医療・介護・保育(医療のICT化を阻む規制の見直し、民間事業者と社会福祉法人の競争条件の整備等)、農業(農地規制の緩和や手続きの公正・透明性確保と簡素・迅速化等)、ビッグデータビジネスの普及・振興(匿名化した個人情報利用ルールの見直し等)

②雇用政策: 若年者や女性、高齢者等の多様な層の人材の活用(公的な職業訓練の充実、企画業務型裁量労働制度や労働者派遣制度の見直し、高度外国人材の受け入れ促進のためのインセンティブ措置の充実等)

6. おわりに～日本を世界で存在感あるものとするために

国は、「ビジネス環境世界No.1」を目指し、企業は、「世界の顧客が求める製品・サービスをどの国の企業よりも、迅速かつ正確に提供」を目指す

目 次

1. はじめに～企業の競争力強化の必要性	2
2. グローバル経済下における企業の競争力強化に向けた取り組み	3
(1) わが国産業・企業の概観	3
(2) グローバル経済下における企業の競争力強化に向けた取り組み	4
3. 産業政策の実施にあたって再考・検証すべき点	9
(1) 産業政策の変遷と見方	9
(2) 今後の産業政策の方向性	10
4. 新たな産業政策体系の構築に向けた5つの課題	11
(1) 産業競争力強化に向けた意識の共有化	13
(2) 競争力の源泉と政策対応の合致度	14
(3) 企業活動全般を見据えた対応と競争力向上に向けた好循環の形成	16
(4) 産業・企業の新陳代謝の状況	16
(5) 成長が期待される分野の構造的課題	18
5. 今後の産業政策体系のあり方	20
(1) 産業競争力会議に期待する役割	20
(2) 企業活動のグローバル化への対応	22
(3) 企業活動全体を俯瞰した政策の展開	27
(4) イノベーション推進体制の抜本的強化と起業の促進	30
(5) 成長分野と担い手をマッチさせた産業構造改革の推進	32
6. おわりに～日本を世界で存在感あるものとするために	36

【別添資料】重要事項に関する方策と共通基盤の整備

1. はじめに～企業の競争力強化の必要性

企業の競争力とは、提供される製品やサービスが、対象となる市場において適正な価格で、企業、消費者等の顧客から選ばれる力である。すなわち、わが国の企業が国際的な競争力を持つということは、国内・海外の市場において諸外国の企業に打ち勝ち、その企業価値を高める力を持つことを意味する。そして、企業の成長・発展に必要となる持続性は、当該企業の製品やサービスが、同業他社にとって参入障壁、もしくは製品・サービスの差別化を図ることができる何らかの要素を持ち続けることと位置づけることができる。

こうした競争力の強化は、一義的には企業自らの努力によるものであり、政府に依存すべきものではない。リーダーである経営層は、自社の新たな成長・発展と雇用の安定に向けて適切な経営判断を行い、新たな製品・サービスの開発や大胆な設備投資、事業の積極的なグローバル展開をはじめ、競争力を失った既存事業の統合・再編・撤退を決断する。従業員も、経営層と自社の方針や直面する課題を共有し、労使の相互理解の下で協力して生産性のさらなる向上に努める。競争力は、これらが達成できるかどうかにかかっている。

他方、企業が国内外において事業を存続しうる諸条件が整わなければ、競争力を発揮する以前の問題が生起することになる。とりわけ、国内における雇用機会の維持・創出を念頭に置くと、優れた事業環境の維持・改善が必須となる。

また、経済社会の根幹を形成する企業活動が国家の運営にも様々な形を通じて影響を与えることは言うまでもない。

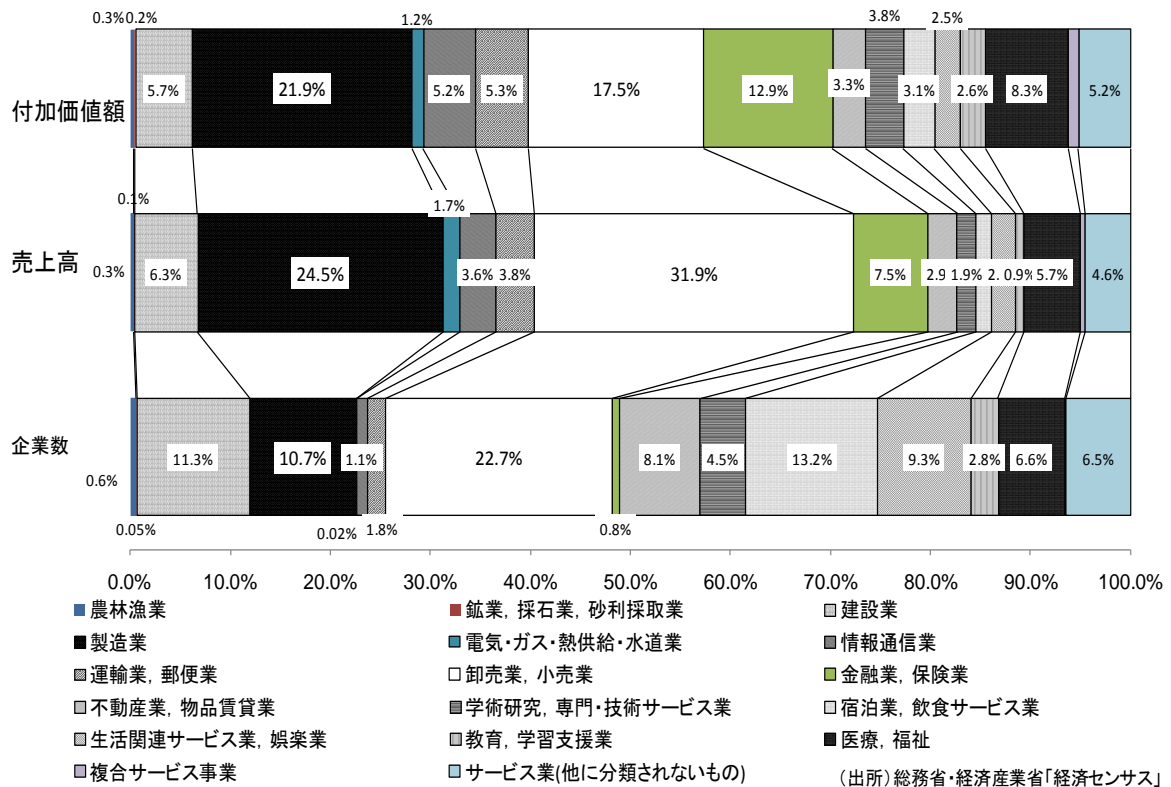
上記に鑑み、経団連は、わが国政府・与党に対して、国が主導して国内の事業環境を世界のいずれの国よりも使い勝手の良いものとすることを求める。同時に、わが国企業の競争優位の追求とその実現、企業価値の向上を通じてわが国経済がさらなる発展を遂げるよう、今後とも努めてゆく。

2. グローバル経済下における企業の競争力強化に向けた取り組み

(1) わが国産業・企業の概観

わが国企業の全体像を、総務省・経済産業省が実施した「経済センサス」に基づき概観すると、その数は2012年時点で約409万社、売上高は約1,302兆円、付加価値額¹は約242兆円、従業員数はおよそ5,632万人となっている。このうち法人は約191万社（全企業の46.5%）、売上高は約1,272兆円（同97.7%）、付加価値額は約229兆円、雇用者は約4,963万人（従業者全体の88.1%）を占めている。また、事業分野別では、製造業は企業数で10.7%、付加価値額で21.9%、いわゆる第3次産業²では、企業数が77.4%、付加価値額で71.9%という割合になっている（図表1）。

図表1 産業大分類別企業数、売上高及び付加価値額の構成比(2012年)



¹ ここでいう付加価値額は、付加価値額＝売上高－費用総額（＝売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課であり、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項のうち、固定資本減耗、雇主の社会保険料負担、持家の帰属家賃、農林漁家・公営企業及び政府サービス生産者の付加価値等は含まれない。

² 第3次産業は、電気・ガス・熱供給業・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、リース業、運輸業、郵便業、情報通信業、サービス業、医療・福祉、複合サービス業の合計。

他方、産業構造についてストックベースで見ると、産業毎の有形固定資産のストックの伸びは足もとの状況と1990年代半ばと比較して、製造業では約1.3倍であるのに対し、第3次産業では1.6倍となっている。また、15歳以上の就業者数で見ても、製造業で16.1%、第3次産業で72.6%を占めている。このようにわが国経済においてはサービス化が進んでいる状況にある³。

さらに、わが国産業におけるサプライチェーン⁴は、製造業従事者の割合が先進国の中では比較的高水準にあり、わが国と同じく輸出国であるドイツと比べても生産工程数および一工程あたりで波及する産業数の多さという観点でみた場合に長いため、他産業への生産波及や付加価値の創造が国内に留まりやすい。その反面、不況時には、ある産業の生産停滞が他の産業や生産段階にも波及する影響が大きく、一部の産業に対する外的なショックが経済全体へ広がる可能性が高いと分析⁵されている。このように、企業活動は、わが国経済社会にとって、フローとストック、構造面等を通じて大きな影響力を持つ。こうした中、わが国企業の多くは、国内景気の低迷や人口構造の変化による需要減少、国内外の企業との競争激化、価格下落による収益の減少懸念などを背景に、今後10年、経営環境は現状よりも一段と厳しくなると認識している。

(2) グローバル経済下における企業の競争力強化に向けた取り組み

①通常時における取り組み

競争力強化に向けて取り組むべき経営課題としては、製造業では「商品開発力の向上」や「事業のグローバル化」を、また非製造業では「人材育成・後継者問題」と「新規事業の開拓」が重要視されるなど、各企業においては、新たな時代にあった企業像と、これらの経営課題の解決に向けた対応に日々取り組んでいる(図表2)⁶。

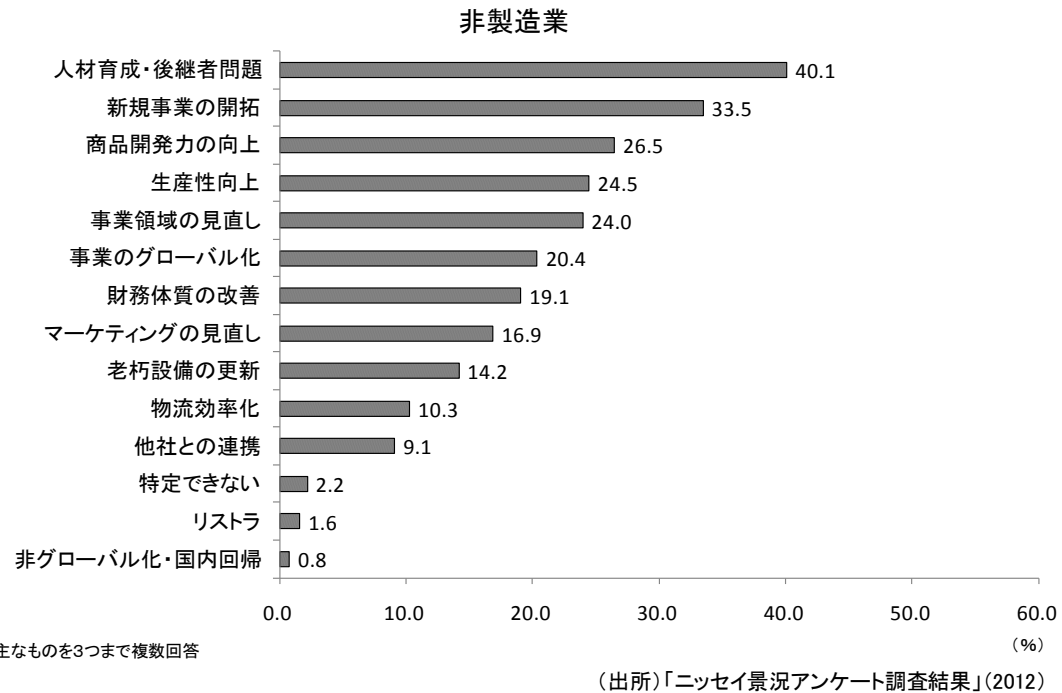
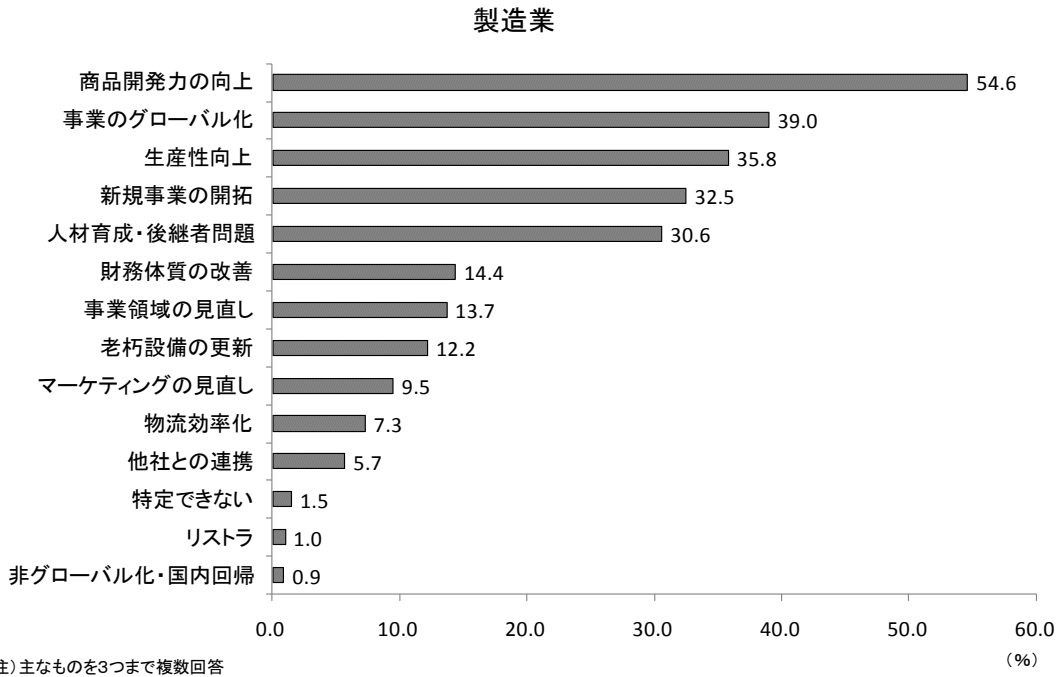
³ 総務省「国勢調査」

⁴ 一般的に「ある製品が生産されてから、最終消費者に届くまでの一連の工程」を指す。

⁵ 第一生命経済研究所

⁶ ニッセイ景況アンケート調査結果(2012年、回答数4,545社)

図表2 競争力強化に向けた経営課題



実際に製造業では、研究費を前年比 3.0%増と拡大⁷し、商品開発力の向上に努めるとともに、海外の現地需要の取り込みと進出先市場におけるニーズへの対応という観点から、海外現地生産比率を足もとで 2 割程度の水準にまで高めている⁸。また、人材育成と後継者問題については、すぐに効果が発現しにくい面もあるが、例えば優秀な従業員を早期に選抜し、次世代経営層として育成に努めているほか、新規事業の開拓に向けて ICT 分野を効果的に利活用しながら既存事業の組み替えや付加価値の向上等に取り組んでいる。

しかし、予期せぬ様々な事象によって経営環境が大きく変化する時代にあつて、企業にとっては将来の全てを見通すことは困難であり、不確実性を前提とした経営に取り組まざるをえない。

自社の強みとなる中核的な事業を選定し、当該事業に対し経営資源を集中させなければならない。その上で、不断のコスト削減努力や高付加価値化に向けた取り組み等により、既存事業の収益性を高めて足場を固める。既存事業の採算改善に安堵せず、新商品の投入や新市場への進出等の攻めに出る。そして経営のスピードと多様性を確保しつつ、それらを実行することが求められる。もちろん、こうした取り組みにあたっては、経営層と従業員の双方が今後ともコミュニケーションを密にして自分たちが向かうべき方向性を共有し、協力体制を築くことも、企業の競争力強化と価値向上の観点から大きな意味を持つ。

とりわけ、国際的に事業活動を展開する企業にとって、経営スピードを可能な限り早めるとともに多様化も図りつつ、グローバル人材を育成することは、競争力強化を図る上で喫緊の課題である。当該企業を取り巻く環境変化に素早く対応するためには、国際的な事業展開の手法や内部的な意思決定・内部管理のあり方などが複雑に絡み合う中で、経営陣が迅速に決断を下し、事業目的の達成に向けた戦略を順次実施していくなど、よりスピード感を保持することが求められている。同時に、グローバル市場においては、異なる文化、様々な価

⁷ 総務省「科学技術研究調査」。値は 2011 年度。

⁸ 内閣府「企業行動に関するアンケート調査結果」。2010 年度の製造業の海外現地生産比率は 17.9%と調査開始以来最も高い水準。

価値観・思考を前提とした戦略が必要とされることを考慮すると、豊富な経験とそれに裏打ちされた判断力に加え、斬新で大胆な発想力がより重要度を増す。各企業は、これまで「新卒入社・日本人男性・正社員」が多数派を占めてきたことによって生じた価値観の同質化や、意思決定を行う層の思考の均質化といった状況を打開するためには、現地リーダー層の本社経営陣への登用など、より一層、グローバルとローカルの戦略を有機的に融合させることに取り組まなければならない。

さらに、企業の事業活動のグローバル化を担う人材には、「類まれなオープン・マインド」、「大きな感受性・共感力」、「世界のどこから来た人々とも、つながり、共に働く力」、「他者への敬意」、「文化的好奇心の高さ」、「複数の言語能力」、「実験を厭わない意思」、「地球市民的行動と感性」といった資質・考え方が求められる⁹。こうした資質を備えた人材を各企業が必要数確保することは容易ではない。日本人の英語力はアジアにおいても低いレベルにある状況の中で、わが国企業は、若手社員には語学力に加えて、外国人と商談を行い、外国人とチームで働くことのできる能力を、また中堅社員には海外拠点のマネジメント能力を身につけられるよう、グローバル人材の育成に向けた取り組みを強化してゆかなければならない。そこで、組織内部においても、現地経営陣や従業員へのインセンティブの付与、社内言語の統一、ある一定の規模での外国人材の集中的な配置など、国際競争力の強化にあたっては不可欠と考えられる点について、その取り組みの強化に努めているところである。

②危機への対応

こうした通常時における競争力強化に向けた取り組みに加えて、自然災害も含めた危機への対応といった点も、競争力の前提となる事業活動を円滑に進める上で、継続的かつ着実に取り組むべき課題である。

近年、世界各地で想定を超える規模の災害が発生した。東日本大震災だけで

⁹ 経団連 産業問題員会 産業政策部会 講師資料より

なく、タイの洪水や中国における騒動など、企業活動に対して広範囲に多大な影響を及ぼしたことは記憶に新しい。このため、それまでに各社が独自に策定していた危機管理計画（Contingency Plan）や事業継続計画（Business Continuity Plan）といった各種マニュアルでは対応しきれない事態が生じた。今後、首都直下地震や東海・東南海・南海地震など、より大規模な災害の発生が予想される中であって、その影響を可能な限り極小化させ、事業活動が円滑に継続できるよう、企業組織自体としての危機対応能力を高めていくことが求められる。このような観点から、各社では建物や設備の耐震強化や従業員の危機管理の再確認、さらには、サプライチェーンを含む事業ネットワークの見直しに至るまで、災害に強い組織体のあり方について検討を深めている。

3. 産業政策の実施にあたって再考・検証すべき点

(1) 産業政策の変遷と見方

産業政策とは、一般的に「競争的な市場メカニズムの持つ欠陥のために、自由競争によって資源配分あるいは所得分配上で何らかの問題が発生するときに、当該経済の厚生水準を高めるために実施される政策であり、しかも、そのような政策目的を産業ないし部門間の資源配分または個別産業の産業組織に介入することによって達成しようとする政策の総体」¹⁰と定義されてきた。

まず、産業政策の流れを概観すると、これまで国内を視野に論じられた産業政策は、1990年代以降、わが国経済を取り巻く経済社会の環境変化、とりわけグローバル化の進展によって、国境を越えてより外延的に拡大することとなる。同時に、規制改革に代表される市場メカニズムの拡張的な政策によって、個別産業の発展を重視することよりも、企業による創意工夫を支援するといった業種横断的な施策に重点を移し、今日に至っている。

他方、グローバルな視点また企業競争力強化の観点から産業政策の動向をみると、先進国・新興国を問わず、各国政府は自国経済の発展を目指す上で企業活動の重要性をより強く認識し、それを具体化する政策を展開しつつある。こうした中、わが国においても、これまで企業競争力の向上と経済成長の実現に向けて政府、経済界、シンクタンク、学界などにおいて「日本企業、日本経済のどこが問題であり、どのような方向で解決すべきであるか」という構造要因に関する分析が数多くなされ、それらに基づいて、多くの提言や報告書、そして各種の産業政策や、その総体とも言える「成長戦略」が提示されてきた。

しかし、現実的な問題として、競争力に対する不安感や日本経済の先行きの不透明感は払しょくされていない。また、今日までわが国経済を新たな成長のステージへと導くことができていない状況が続いている。こうした状況を踏まえ、企業には、企業の競争力強化に向けた産業政策が多年度にわたり継続的に実行されるのか、また企業が持つ様々な競争力の源泉を維持・強化させること

¹⁰ 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎「産業政策の経済分析」(1988年)

が期待される項目が各々有機的に連携しているのかといった実行面での不安がある。加えて、本来であれば市場から退出すべき非効率な事業が温存されるといった「政府の失敗」を是正すべきといった指摘も多い。

（２）今後の産業政策の方向性

わが国経済社会が抱える課題は、経済活動のグローバル化の進展による国内の財・サービス市場や労働市場への影響、人口減少・少子高齢化に伴う内需減退の懸念、経済の効率性の追求と安全・安心を求める社会的な要請の両立など、社会的な広がり・深さを持っている。こうした中であって、市場メカニズムをベースとした企業活動の活性化が今後ともわが国の経済社会が抱える問題の解決を実現するための有力な手段であることに変わりはない。

ただし、主たるプレーヤーであるわが国企業が、いわゆる「6重苦」¹¹といわれる国内の事業環境に置かれ続ける中であっては、その能力の発揮は一層困難なものとならざるをえない。

わが国企業が如何にして世界市場で勝ち残り、それらをわが国経済の発展・国民生活の豊かさの実現を結び付けていくのか。まずは国が主導して、外国企業との競争条件のイコール・フットィングを図り、企業の競争力を向上させるとともに、わが国の国内に立地する外部経済性¹²を高めていくことが喫緊の課題である。同時に、企業の競争力強化は、ある水準に達成したらそこで終わりという性格のものではなく継続的な取り組みによってのみ維持・向上しうることから、各国の産業政策の動向や市場の動向を念頭に置きつつ、わが国の経済社会が直面する諸課題の解決に貢献すると想定される産業や事業の育成と振興、産業間もしくは産業内の資源配分を新しい産業に円滑に移行させるための環境整備、さらには人材育成などスピード感を持って達成することが求められる。

¹¹ ①円高、②重い法人税・社会保険料等の企業の公的負担、③経済連携協定の遅れ、④柔軟性に欠ける労働市場、⑤行き過ぎた温暖化対策、⑥電力供給不安・コスト増

¹² 特定の経済主体の行動が、他の経済主体の行動、例えば生産活動や生活水準に直接影響を与えること

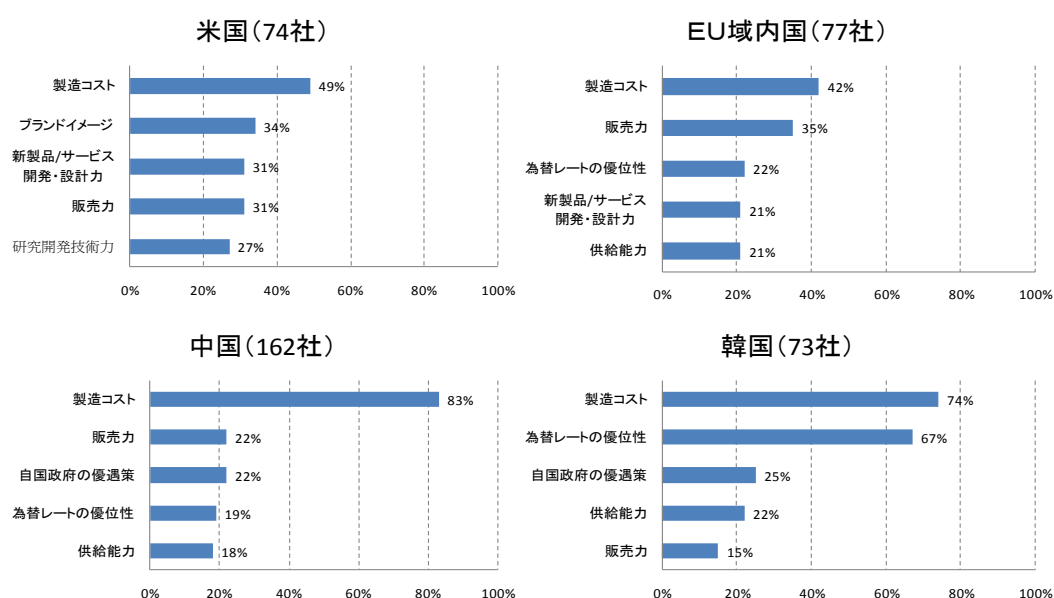
4. 新たな産業政策体系の構築に向けた5つの課題

企業が国を選ぶグローバル化の時代にあって、国を問わず、諸外国政府が自国の発展のために将来を見越した産業振興や海外企業の誘致策を積極的に展開している状況が伺える。

他方、グローバル競争で成功した、もしくは成功していると評価されている企業の多くは競合他社と異なる事業戦略を有しているが、それに加えて当該企業が本拠地を置く各国の産業政策にも少なからず影響を受けていると考えられる。

例えば、ドイツと韓国は、製造業従事者の割合が先進国の中では比較的高い水準にあり、現在でも製造業が強い国と言われている。米国は、産業構造の転換が先進国の中で一早く進み、製造業の割合は比較的低い水準にある。これらの国はいずれもグローバルな市場においてわが国企業の競争相手であるが（図表3）、米国、ドイツにおける産業政策と競争力を持つ事業、また韓国における産業政策と企業行動の特色をみると、定性的ではあるが政策との整合性が高いことがみてとれる。

図表3 競合企業の競争力の源泉（競合企業国籍別）



（出所）日本政策投資銀行「競争力強化に関する研究会 中間報告」より

米国では、軍事技術の民間への開放により、GPS等の先端技術が瞬く間に普及し、インターネット関連産業も数多く展開するなどビジネスのパラダイムを大きく変化させてきた。2000年代には、政策面においてイノベーターの育成や、研究開発予算の拡充、知的財産政策等が展開される一方、IT系ベンチャー企業の隆盛も目覚ましい。

2000年代に、わが国と同様に国内産業の空洞化が課題となったドイツでは、政府が主導して、企業の輸出環境の改善や事業コストの削減を支援しつつ、多くの産業で研究開発を行いやすいように環境整備に注力し、さらには中堅企業の集積や海外展開を促進してきた。こうした中、ドイツ企業は特定分野への集中投資を行い、ブランド化を進めることで商品の差別化や販売力の強化を図り、価格競争を回避しながら新興国の需要を取り込んでいる。とくに他国の手本ともなっているドイツの中堅企業はニッチ市場に特化することで、ハイエンドの製品やサービスの提供に成功している¹³。

さらに、隣国である韓国では、極めてシンプルで分かりやすい産業政策を展開し、企業の価格競争面における優位性の確保に寄与している。例えば、企業の生産コスト面において隣国よりも相対的に良い事業条件（租税・賃貸料の減免、土地購入費・建築費・基盤施設の設置費等への支援、雇用・教育訓練・施設を対象とした補助など）を整え、FTAの推進、港湾・空港等の物流インフラの整備、通関手続きの改革といった貿易面、為替政策を一体のものとして展開することにより、韓国国内に立地した企業にとって、グローバル市場において価格面での優位性を発揮しやすい事業環境を提供している¹⁴。

わが国企業も、事業活動の軸足をグローバルなものに対応させていく必要性が高まるに伴い、こうした実情を目の当たりにし、わが国と諸外国の産業政策との違いについてより認識を深めている。そこで、経営戦略に基づく、企業努力をわが国経済の成長・発展に反映させる観点から、以下の5つの視点を踏ま

¹³ ハーマン・サイモン「グローバルビジネスの隠れたチャンピオン企業」（2012年）

¹⁴ 経団連 産業問題委員会 産業政策部会 講師資料より

え、わが国産業・企業の発展を阻害しない形での政策体系の構築と支援が強く望まれる。

(1) 産業競争力強化に向けた意識の共有化

第1は、企業の競争力強化に向けた対応が、わが国の発展のために不可欠な要素としてしっかりと認識されているかという点である。

これまでの経済発展の結果、わが国では国民の生活水準が向上し、物質的な豊かさや利便性が容易に享受できる状況になったが、これが社会に拡がるにつれ、日々の企業の役割・機能の活用による豊かさの実現という認識が薄れてきたことは否めない。産業の空洞化が叫ばれる中であっても、わが国企業は今後とも当然のように国内に存在し続けるものであるとの意識が強くなっているおそれはないだろうか。その結果、競争力強化の当事者である企業が求める施策の必要性について、広く国民の意識との間に少なからず距離ができてしまっている可能性がある。

加えて、わが国の経済社会は、近年、立て続けに大きなショックを受けてきたこともあり、国民の要求がより短期的なもの、もしくは表面的なものに目を奪われがちになっている。そうした行動がもたらす多くの影響が深く考慮されず、継続的な課題や中長期的に解決すべき問題への対応が疎かになっていることも懸念される。

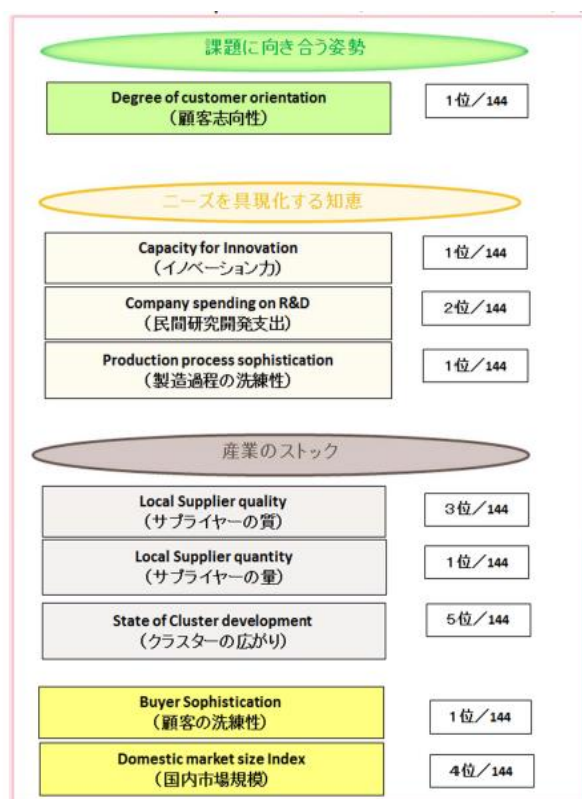
同時に、政府においても、国全体の「成長戦略」と各府省が策定する施策の全体最適化が求められる。これまで成長戦略の策定ごとに、目指すべき目標とパッケージとしての政策遂行の必要性が打ち出されてきたが、戦略が策定された後は、各府省において部分最適化を目指す傾向が強まることで、全体的な戦略の遂行に必要な意識の共有化が十分にできず、計画と行動が乖離し、継続的に競争力強化に向けた政策が遂行されにくい状況に陥っているおそれはないだろうか。

(2) 競争力の源泉と政策対応の合致度

第2は、わが国企業の競争力の源泉がしっかりと強化される仕組みになっているかという点である。

わが国企業の強みとしては、例えば、図表4のように、課題に向き合う姿勢、すり合わせや品質管理等のノウハウといった顧客のニーズを具現化する知恵、そして、これまでの競争力を支えてきた産業ストックが指摘されている。

図表4 日本企業の強み



(出所) 日本政策投資銀行「競争力強化に関する研究会 中間報告」

しかし、豊富な経営資源を持ち、こうした強みを多く備えた企業であっても、その力を十分に発揮するためには、進出する市場の特性に応じた戦略を講じるだけではならず、政府の支援を受けなければ競争には勝つことはできない状況が発生する。海外の成長市場への進出を例にとっても、現地における企業活動に関する法律・規制、外資に対する政府の姿勢といった競争環境の整備のみな

らず、政治・外交によるバックアップなど、わが国企業が強みを発揮していく上で、企業と国が協力して働きかけていくことの重要性は一段と高まっている。

実際の政策は、府省ごと、そして経営資源別に、製品・サービス分野ごとの規制、物流インフラ、研究開発と標準化、税制、海外展開支援、人材育成等、政策面においてそれぞれが断片的に分断されてしまう傾向が強い。このため、上述の「強み」を向上させるには、より密接な連携が必要となる。しかしながら、依然として各省・各部局の対応の足並みが揃っていないとの声もあり、企業が期待しているスピード感と政策効果が出ていないおそれがある。もちろん、企業努力によって達成すべきものが多いのも事実であるが、他方で、政策で手当てできることは制度面でも予算面でも限られているにも関わらず、企業が政府の対応に過度に期待を寄せているのではないかという批判には、真摯に耳を傾ける必要がある。

また、イノベーションの促進においても、政府と企業との間で認識の一致が十分に図られていないのではないかという懸念がある。例えば、競争力強化に不可欠なイノベーションは、科学的な発見から新技術の開発を経て、新製品・サービス・ビジネスモデルの創造・普及まで長いプロセスをたどる。しかし、政策面ではより研究開発の側面が重視され、また対象分野を限定的にする傾向が強くなる。他方、多くの企業にとって進められてきた実際のイノベーションは、幾多の新しい発明・発見のみならず、既存の製品・サービスを改善・改良し、それを重ねた累積効果で、これまでとは全く異なる製品・サービスを生み出し、既存の産業秩序の再編をもたらすといった事業化の側面も重視されてきた。

このように、政府は研究開発を起点とした考え方をより重視し、一方で企業は事業化を念頭に置いているという見方もあることから、政策面での支援と投資行動の連動性を高めることが必要となる。

(3) 企業活動全般を見据えた対応と競争力向上に向けた好循環の形成

第3は、産業政策が、一企業の事業活動としての視点だけではなく、集合体としての企業活動全体を俯瞰した形での体系となっているか、また、それが一連の流れとして企業競争力の向上に向けた好循環を形成しているのかという点である。

わが国では、これまでリーディング産業と称される自動車や家電・情報機器の育成・振興に向けて、これらの産業の基盤となる部品、材料、装置等の産業集積を形成する必要があるとの認識に立ち、中小・中堅企業を中心とした金型やプレス等の塑形型産業までを視野に入れて広範な関連産業を振興する政策体系が構築されてきた。

しかし、現在のように事業主体同士が複雑に関係し合う中であっては、一つの省だけでは、企業活動全体を俯瞰した施策の展開は難しくなる。そこで、製品・サービスを作り出すという視点だけでなく、物流効率に資する道路、港湾、鉄道、空港等の物流インフラの総合的かつスピード感を持った整備推進や、流動性のある労働市場の形成、市場段階における各種規制緩和の問題、高齢化する就業構造、より根本的には産業・企業の発展を担う人材の育成など、従来よりも踏み込んだ形での連携と行動、そして時間軸の一致が必要となってくる。あわせて、競争力向上への取り組みを一過性のものとして終わらせることなく、社会のニーズの変化に合わせた形でのさらなる強化や他の産業分野への波及・展開の可能性の模索・活用といった好循環を形成するよう、製品やサービス等を生み出す一連の過程で、付加価値の源泉となっている企業・産業の支援・育成も求められる。

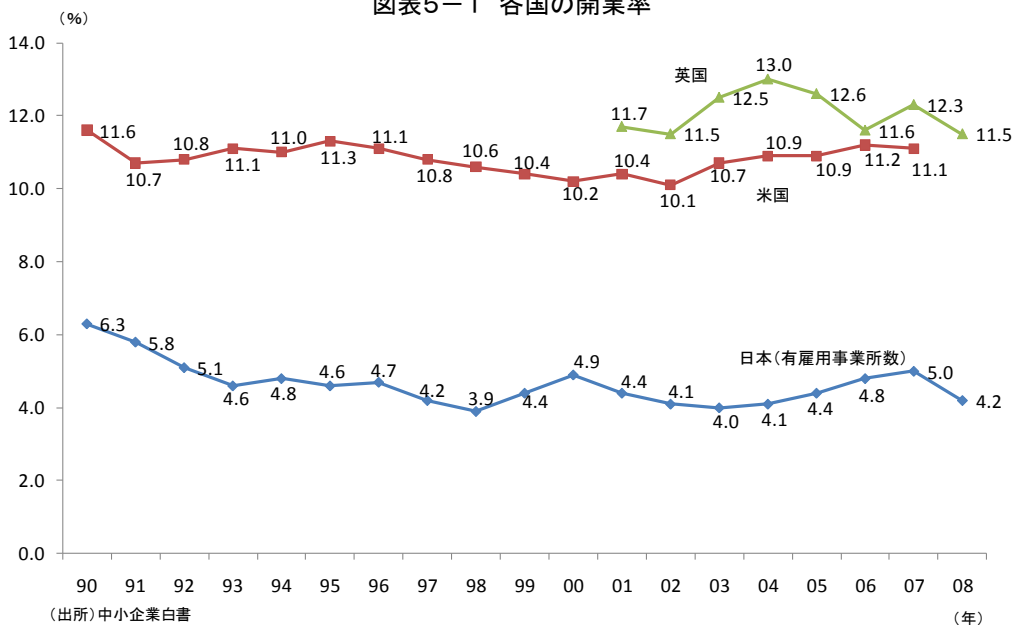
(4) 産業・企業の新陳代謝の状況

第4は、産業や企業の新陳代謝が十分になされているかという点である。

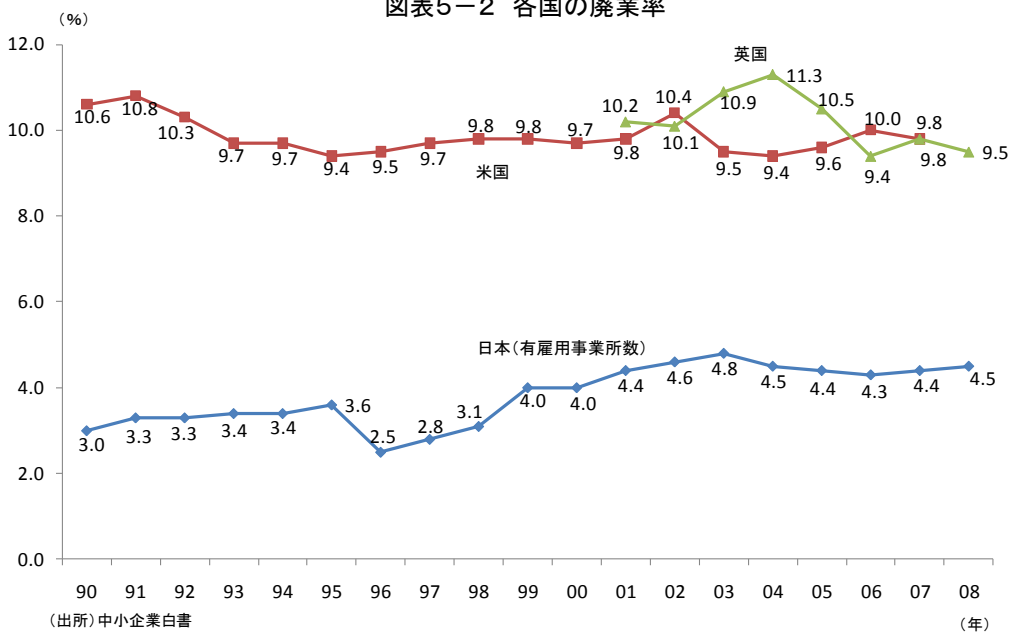
国によって統計の性質が異なることに留意する必要があるが、わが国の開業率・廃業率はともに、米国・英国と比較して低い水準で推移している(図表5)。

また、起業希望者も 2000 年代初頭に比べて 40 万人程度減少し、100 万人程度となっている。この背景には、経済成長率の低迷や国内需要の減少懸念といったマクロ経済面での環境条件の悪化、自営業収入の被雇用者収入との比較における相対的優位性の低下、就業機会の多様化などが進んだことなどが挙げられる。

図表5-1 各国の開業率



図表5-2 各国の廃業率



仮に、生産性の高い企業が参入・存続し、低い企業が退出するという正常な新陳代謝が働く経済であれば、開業率を高める施策は正規雇用を増やし、経済全体の生産性も高める。また、技術と需要のダイナミックな変化は、成長する産業、衰退する産業の変転を促し、産業構造のスムーズな転換は結果的にTFP（全要素生産性）の上昇に結びつき、経済成長率を押し上げることとなる。

しかしながら、わが国において必ずしもそのような結果とはなっていないのではないかという懸念がある。企業の新陳代謝を促していくという意味では、産業・企業を大切にすることと、競争力を失い弱体化した企業・産業に政府が手を差し伸べることは似て非なるものである。むしろ延命が図られた企業が、本来ならば、より生産性が高く収益力もある企業に再配置されるべき労働者を雇用し続けることにより、企業の健全な発展や新規企業の市場参入が抑制され、産業全体の生産性の低下につながっている可能性はないだろうか。わが国経済が、マーケットメカニズムに基づく自然な淘汰の効用を享受するためには、海外展開や事業転換等を行う経営の積極性を、一部の生産効率の高い企業だけでなく全体に広げることを通じて、正常な新陳代謝が行われるようにすることが求められる。

（５）成長が期待される分野の構造的課題

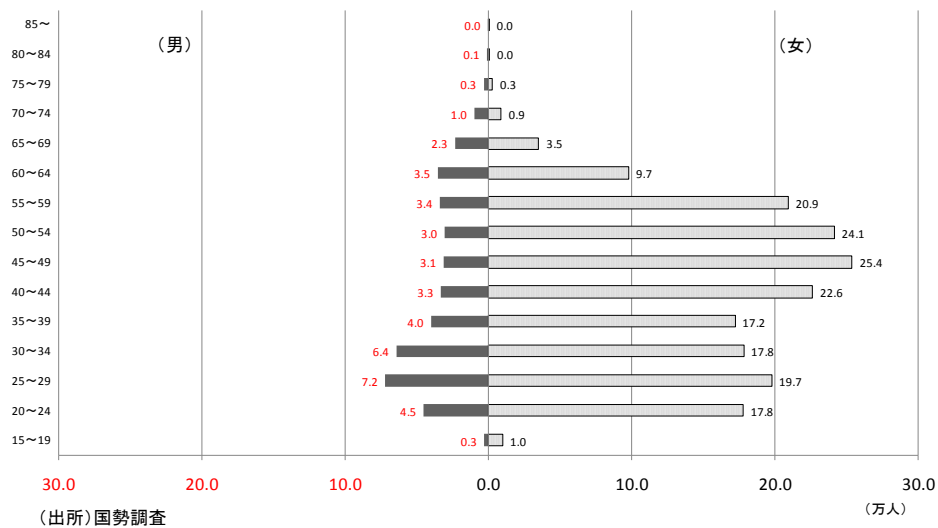
最後は、わが国として成長・発展を促すべき分野が、実際に持続的な成長が可能な構造になっているのかという点である。

一般に組織が活力を持つ場合は、30～40代の中堅層と30代以下の若年層の割合が多いと考えられる。実際、各企業において新規事業等に取り組む場合の年齢別の人員構成は、少なくとも現在の人口構成をそのまま反映した形ではないと推察できる。

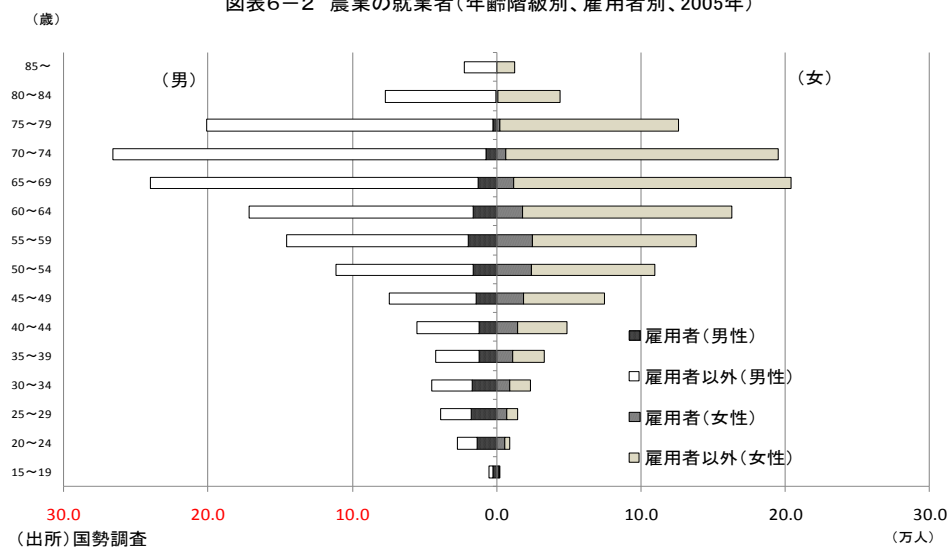
また、グローバルな市場やそれに関わる企業にとって、為替リスクの軽減と生産コスト等の経済合理性を踏まえれば、国内では為替変動に強い高品質なものを中心に生産し、価格面での優位性を確立するために大量生産を必要とする

ものは海外志向を強めざるを得ない。こうした中、医療・介護、農業等の分野を新たな地域密着型の内需産業として掘り起こしていくことに対して異論は少ない。しかし、農業が生み出す付加価値の規模は名目GDP比で1.2%とごくわずかであり、この5年間ほとんど変動していない。また、医療・介護分野は公共性も高く国の保険制度を密着に結びついている。もちろんそれぞれの特性を十分考慮する必要があるが、こうした分野がわが国経済全体を成長させる、あるいは持続的成長を許容する産業として、十分な雇用や付加価値のボリュームを確保しうるものかどうかという点も考慮しなければならない。

図表6-1 社会保険・社会福祉・介護事業の就業者(年齢階級別、2005年)



図表6-2 農業の就業者(年齢階級別、雇用者別、2005年)



5. 今後の産業政策体系のあり方

経済低迷の脱出の鍵は、東日本大震災からの早期復興と、企業による設備投資の拡大およびイノベーションの加速、サービス産業や農業等の生産性のさらなる向上により、国富を拡大させることである。そのためには、前述してきた通り、事業環境のイコール・フットィングを確保するとともに、大胆な規制改革や一層の市場開放等の環境整備を通じて、国内企業はもとより海外企業の投資を呼び込み、わが国経済の活性化を図り、デフレから脱却することが必要不可欠である。また、地に足のついたエネルギー政策の推進や、持続可能で成長と両立しうる社会保障制度の改革も求められている。

そこで、前章で述べた点を検証もしくは再確認しつつ、わが国企業・産業が、今後ともグローバル市場の中で競争力を持ち続けるために、今般、新設された産業競争力会議の下、関係府省が協力しつつ以下に述べる5つの観点を徹底していくことを強く望む。

(1) 産業競争力会議に期待する役割

産業政策に掲げた目的や目標を達成しようとしても、当局の遂行能力には限界があり、関係者間の調整にも時間を要するため、それらの達成には時間がかかる。また、時間の経過とともに、企業の事業環境や国民の意識も変化するが、計画や制度の柔軟な変更は容易ではない。とりわけ、政策上のプレーヤーとして位置付けられる企業は、事業環境の急激な変化や、いわゆる「6重苦」という相対的な立地条件の低下に翻弄されている状況が続くならば、わが国として目指すべき長期的な目的達成はおぼつかない。

まずは企業が短期的な変動にとらわれずに事業に集中し、長期にわたって官民で共有した目標を貫徹させ、持続させること、そのために「6重苦」の早期是正をはじめとする環境整備が競争力の維持・回復の第一歩となる。こうした現実を軽視して戦略を描くことは、単なる理想に留まる可能性が高まるだけである。また、それが共通の目的になっていなければ、戦略に沿ったストーリー

は自律的には動いていかない。しかも、こうした施策が総花的となればなるほど資源の集中投入がおぼつかなくなる。こうした状況に、非効率な事業が温存されるといった市場メカニズムが過度に歪められていることが加われば、その分だけ経済の低迷は長びくおそれがある。

一方、「6重苦」の早期是正が進み、今後検討される産業政策が、わが国企業の意向に沿った内容とタイミングで実施されることとなれば、企業との意識の共有化が図られ、経営戦略上の強みをそのまま発揮することができる。また、雇用者の多くが、自らの属する企業がその一翼を担っていることを認識すれば、それが共通意識の醸成につながり、その取り組みは一段と強まっていくと考えられる。

そのため政府、とりわけ今般設置された産業競争力会議には、企業活力の発揮を通じたわが国の再生に向けて、国としての共通認識の醸成につながる強いリーダーシップを期待したい。同会議における骨太な議論の下、その具現化と推進に向けて、政府の全体戦略と各省の個別戦略との整合性が取れるように、必要に応じて各省大臣の出席を求めて議論を深めるなど、司令塔としてマネジメント機能を発揮していくこと、さらには経済財政諮問会議や規制改革会議のように法令に基づく会議体へと改組・強化されることを強く望む。

また、同会議は、策定した政策の実現への工程を明確化するためのロードマップを示すとともに、目標の進捗・達成状況をフォローアップしていくことも求めたい。

あわせて、産業政策の持続性を担保するために、競争力強化法（仮称）の制定も視野に入れることも重要となる。米国は、2007年8月、米国競争法（通称 America COMPETES Act）を制定した。同法は、中国やインドの急速な経済発展等によりグローバル競争が激化する中で、米国の競争力優位を確実なものとするため、研究開発によるイノベーションの創出の推進や人材育成への投資促進、及びこれらの政府予算の大幅な拡充を一体的に認めているところである。

（２）企業活動のグローバル化への対応

新興国等の市場¹⁵において、需要面では高い経済成長率に伴う所得水準向上への期待と人口規模、供給面では豊富かつ安価な労働力等の魅力を備え、グローバルに展開する企業にとってビジネスの主戦場となる。しかしながら、わが国企業が先進国市場で用いたビジネスモデルが通用しないこと、また、製品・サービスの改良は、わが国企業の顧客志向の強さに鑑みれば、現地で行った方がより効果的であること、他方、成長のスピードが速いことの裏返しとしての各種産業インフラの不足や、政治・外交リスクによって事業活動に甚大な被害が及ぶ可能性があるなど、解決すべき課題も多い。

また、成熟した先進国市場では、高齢化の進展や経済の先行き不安等を背景に、経済成長率は軒並み低い水準で推移しているが、所得水準の高さに裏付けられた購買力や新しい製品やサービスに対する認知の早さなどを踏まえれば、十分に市場としての魅力は備えている。

こうした市場でわが国企業が市場シェアを拡大していくには、例えば、以下の図表 7 のように、対象となる市場と参入するタイミング別に 4 つのケースに分けてみると、各々のステージで企業の政策に対する期待も異なってくる（図表 7 の V. については、第 2 章の（２）を参照）。

¹⁵ アジア太平洋地域では、2030 年までに中間所得層（日々の支出が 10～100 ドルの人々）が約 32 億人（世界の中間所得層の 7 割）に拡大すると見込まれている（「The Emerging Middle Class in Developing Countries」OECD, 2010）。

図表7 市場・タイミングで必要とされる事項

		対象となる主な市場別	
		新興国市場	先進国市場
市場に参入するタイミング	先行型	I.市場開拓と現地化の推進 ①マーケティング力 ②営業力 ③価格面、量産化での対応力	III.商品・ビジネスモデルの刷新 ①新しい生活観の提案力 ②ビジネスモデルの構築力
	追撃型	II.コスト競争力の強化 ①適正な立地(生産、販売等) ②過当な価格競争の回避 ③継続的かつ大規模な設備投資	IV.新商品の開発・ブランド力の増進 ①M&Aのための目利き力 ②他社の技術等の活用 ③広告、宣伝力

V.戦略的な社内体制の構築
 ①経営のスピード、②経営の多様性、③グローバル人材の育成・確保

(出所)経団連事務局作成

①新興国市場への対応

第1のケース(図表7のI)は、新興国市場に先行して参入し、市場開拓と現地化を進める場合である。この場合には、製品の開発・販売、サービスの提供に関しては、マーケティングやプロモーションが鍵を握ると考えられる。とくにコモディティ化の懸念がある製品については、今後参入すると予想される競合他社を念頭に置いた価格設定とともに、現地での生産・開発体制の充実が重要となる。

第2のケース(図表7のII)として、新興国市場に追撃という形で参入する場合には、コスト競争力の強化がポイントとなる。同じような性質を有する製品・サービスを提供する場合には、当該市場でシェアを有している製品・サービスよりも、ある程度の質を確保しつつ、価格面でのコスト優位性を確保していくことが重視されることが多い。製造面についてみれば、現地での量産体制

が可能となるよう、生産に関わる設備投資を継続的かつ大規模に行うことが求められる。

新興国市場において、わが国企業が競争力を持って円滑に事業を進めていくためには、官民協力の下、市場に参入するタイミングとの関係を見極めつつ、各国政府による経済成長戦略の策定に協力するとともに、これを活用することが有効と思われる。とくに、こうした国々では産業活動に関わるインフラが未整備であることが自国の成長のボトルネックとなっていることが多い。そこで、わが国として個別の機器・設備の納入のみならず、設計・建設から維持・管理までを含めて総合的なシステムとしてのインフラ関連産業の海外展開を官民連携で進めることで、継続的な収益の機会を得るとともに、高度な技術・ノウハウの移転を通じてわが国と共通の規格・標準を導入し、地場産業の高度化、付加価値の増大を図ることが求められる。これをさらに一歩進めて、まち全体の構築を狙ったスマートシティのモデル輸出を促進することも重視すべきである。そのためには、わが国が世界に誇る技術力や高い品質が正当に評価される政府調達制度を導入することがひとつの前提となるため、例えば、民間の創意工夫に対するインセンティブ付与や非価格的要素を考慮した入札について定めているわが国のPFI法を参考にしつつ、各国に対して法制度整備支援を行うことも一案と思われる。なお、こうしたインフラの整備には多額の資金を要するため、政府開発援助（ODA）等の公的資金のみで賄うことは難しい。アジア債券市場の整備など、現地での民間資金調達を円滑化するためのスキーム構築が急務である。

また、経済連携協定の締結や既存の協定の再協議を通じて、競争力の維持・向上の鍵となる部品等の関税の引き下げ、人の移動の円滑化、投資ルールの整備（外資制限の緩和をはじめとする投資の自由化、既存の投資の保護、送金規制の撤廃）、ビジネス環境の整備（現地国内法の透明化、行政手続の円滑化）、現地の諸規制の緩和や、日本の基準・制度とのハーモナイゼーション、知的財産権の保護を図るべきである。加えて、独創的かつ技術力の高い中小企業の輸出

支援（情報提供、コンサルティング機能の充実、商工会議所の機能強化を通じたネットワークの構築等）、農産物の輸出と風評被害対策なども、図表8にあるように、企業規模別で求められる対応が異なっていることから、ウェイトを付けた形で展開していくことが考えられる。

さらに、租税条約の締結・改定によって、源泉地国課税を軽減し、国際的な二重課税の解消を図ることで、企業の安定的な海外展開を支援するとともに、国内への資金還流（配当・利子・ロイヤルティ等）を増加させることが期待される。

この他、新興国がコスト競争力を武器に市場のシェア獲得を進める中で、クール・ジャパンの要素は、わが国の製品・サービスが競争優位を保つ、あるいは市場を創造する上での重要な役割として期待されるため、その強化を様々な形で官民挙げて推進することも今後重要度が増すと見込まれる。同時に政府には、現地法人での従業員の安全確保を含め、事業をグローバルに展開する際の幅広いサポートを求めたい。

図表8 海外展開のために政府に期待する支援策(業種・規模別)(新興国進出企業)

	現地政府への働きかけ	租税協定の締結	投資協定・経済連携協定の締結	模倣品対策・知的財産の保護支援	現地市場に対する情報提供	現地での資金調達	現地人材の育成支援	日本ブランドの強化支援	現地企業とのマッチング支援
中堅・中小(合計)	42.2%	33.9%	29.4%	18.3%	20.2%	22.0%	22.9%	14.7%	9.2%
うち製造業	41.3%	37.3%	37.3%	22.7%	21.3%	20.0%	26.7%	16.0%	6.7%
うち非製造業	44.1%	26.5%	11.8%	8.8%	17.6%	26.5%	14.7%	11.8%	14.7%
大企業(合計)	52.0%	44.7%	43.2%	25.6%	22.3%	19.4%	16.1%	13.6%	10.6%
うち製造業	47.5%	52.0%	48.0%	32.2%	19.8%	20.3%	17.5%	14.7%	9.6%
うち非製造業	60.4%	31.3%	34.4%	13.5%	27.1%	17.7%	13.5%	11.5%	12.5%

(出所)「通商白書」(2012年)

なお、活動拠点のグローバル化を進めた場合と、国内におけるサプライチェーンのあり方を考える際には、ドイツの取り組みがひとつの参考事例となりうる。ドイツはEUの市場統合によって、市場が拡大する一方、国内にとどまらないグローバルな生産工程へと再編が進んだ結果、サプライチェーンを通じた国内産業への波及段階は短くとも、輸入に対して、輸出の付加価値の創出力を高め、最終財の競争力を維持してきた。また、労働市場の弾力化に向けた改革

もあわせて実施し、産業界も雇用の柔軟化を進めた結果、とくに製造業を中心に労働コストは抑制され、輸出競争力は強まったと分析¹⁶されている。

仮にわが国においても、今後グローバル化のさらなる深化によって国内のサプライチェーンが短くならざるを得ない状況が生じた場合、経済連携協定による市場の拡大をはじめ、国内における研究開発活動を強化し、低価格かつ高品質の中間財を投入すること、さらに、ブランド力の強化やアフターサービスなどの最終財の付加価値の向上が求められる。

②先進国市場への対応

第3のケース（図表7のⅢ）は、日本を含む先進国市場に先行して参入して、製品・サービスを提供している場合である。この場合は、既存の製品・サービスをベースに、顧客ニーズに対応して、新しい生活観の提案、新たな機能やサービス等の付加を行うことで、差別化を図ることが重要となる。同時に、それに相応しいビジネスモデルの再構築も必要となる。

第4のケース（図表7のⅣ）は、先進国市場に追撃する形で市場に参入する場合である。この場合は、商品・ブランド力の増進を図るために、事業のM&Aや他社の技術の活用、積極的な広告・宣伝等が重要となる。

こうした先進国市場に対して求められる政策としては、TPPや日・EU EPAをはじめとした経済連携協定の推進によって競争条件の整備を図ることはもちろんのこと、政府研究開発投資そのものの拡充と重点分野への戦略的な投入、貿易手続きの円滑化、各種資格や制度の相互承認の推進等が考えられる。また、わが国企業による国際標準の獲得に向けた取り組みも積極化させることも重要となる。その際には、国際標準作りに官民共同で参画し、わが国企業にとって不利とならない規格とすることが競争力強化を支える基盤として不可欠である。

¹⁶ 第一生命経済研究所

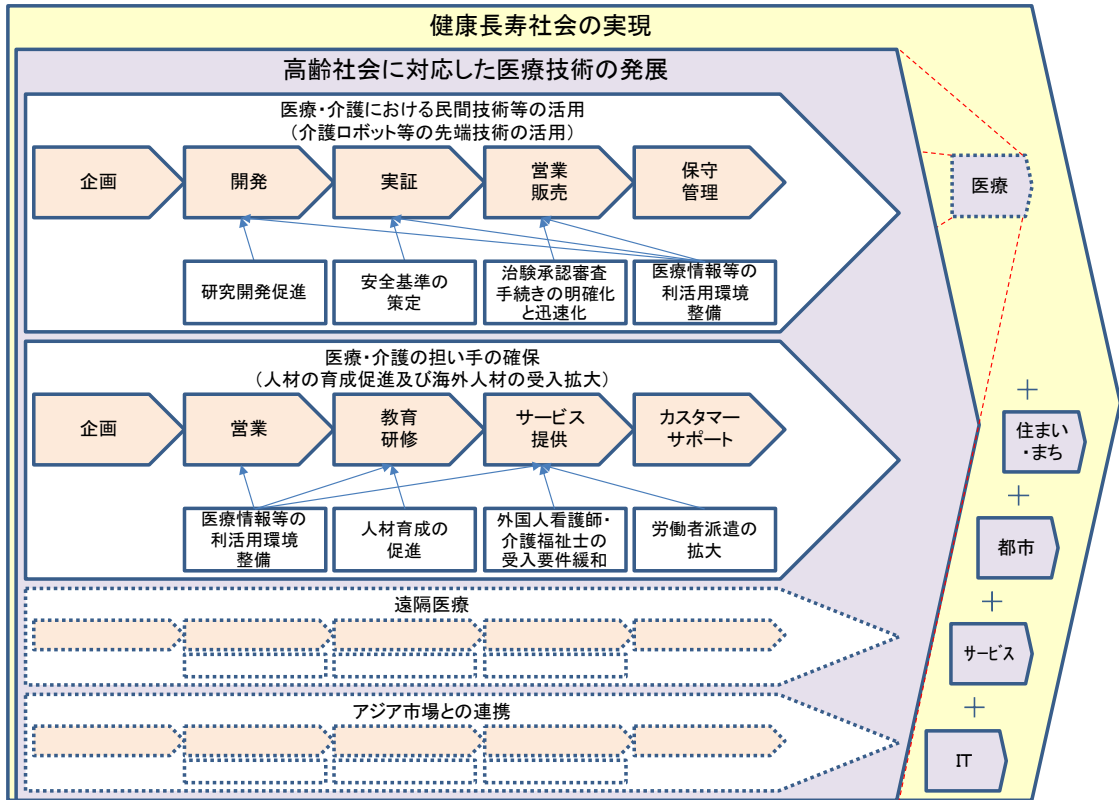
（３）企業活動全体を俯瞰した政策の展開

現在、政府内においては、新たな戦略産業の発展シナリオを描くにあたり、国民的もしくは社会的課題を設定し、そこからバックキャストして必要な技術・産業の姿を特定したうえで、それらを発展させるために技術開発投資から市場化のための規制緩和までを一気通貫の計画として策定することが検討されている。

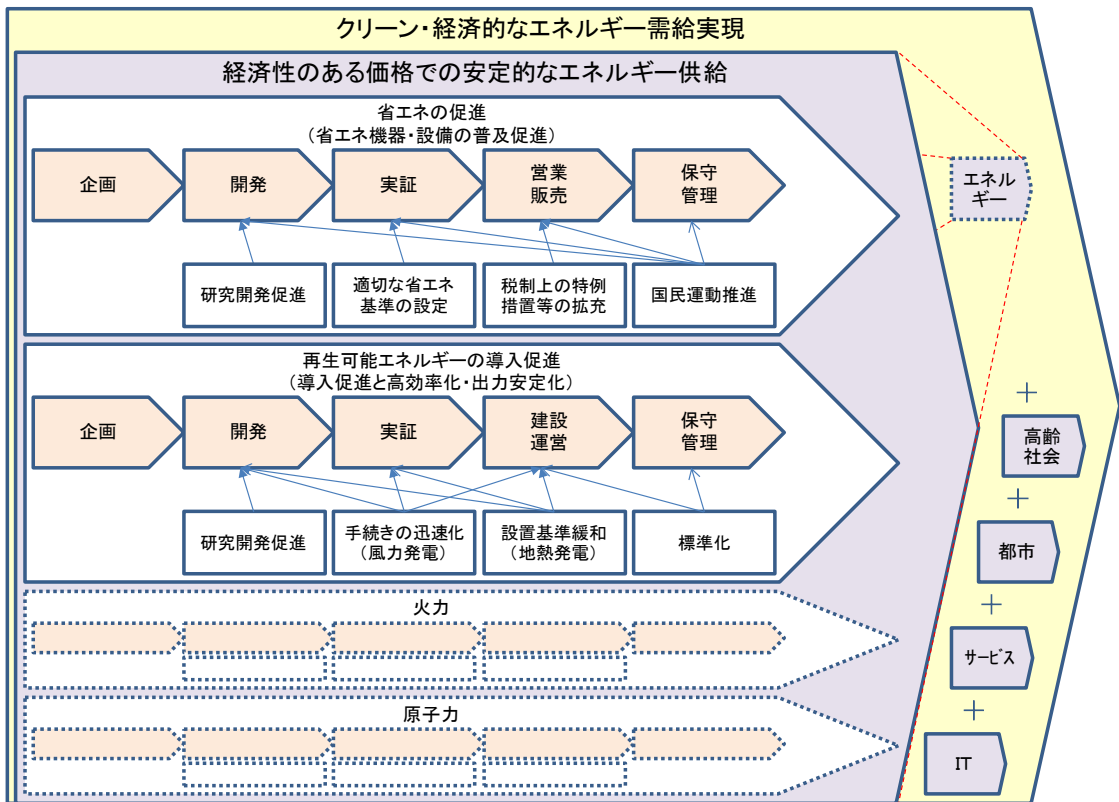
その際、重視すべき点は、企業活動のひとつの事象もしくはひとつの側面のみを捉えた政策に重きを置くのではなく、例えばグローバルサプライチェーン全体というように、一連の企業活動の流れ全体に配慮した一体的な政策の実施である。

以下の例に挙げるように企業が問題と捉える事項は、各分野の製品・サービスの企画からアフターケアまでのそれぞれの段階において、複数の関係各省庁の所掌に複雑に関係している。これらの分野において、直面する諸課題を解決し、新たな成長・発展を促していくためには、まさに官民、および関係省庁間で一体的かつ時間軸を合わせて対策を講じなければ、課題解決に至りにくい状況となっている（図表 9-1～4、文章末の別添資料を参照）。

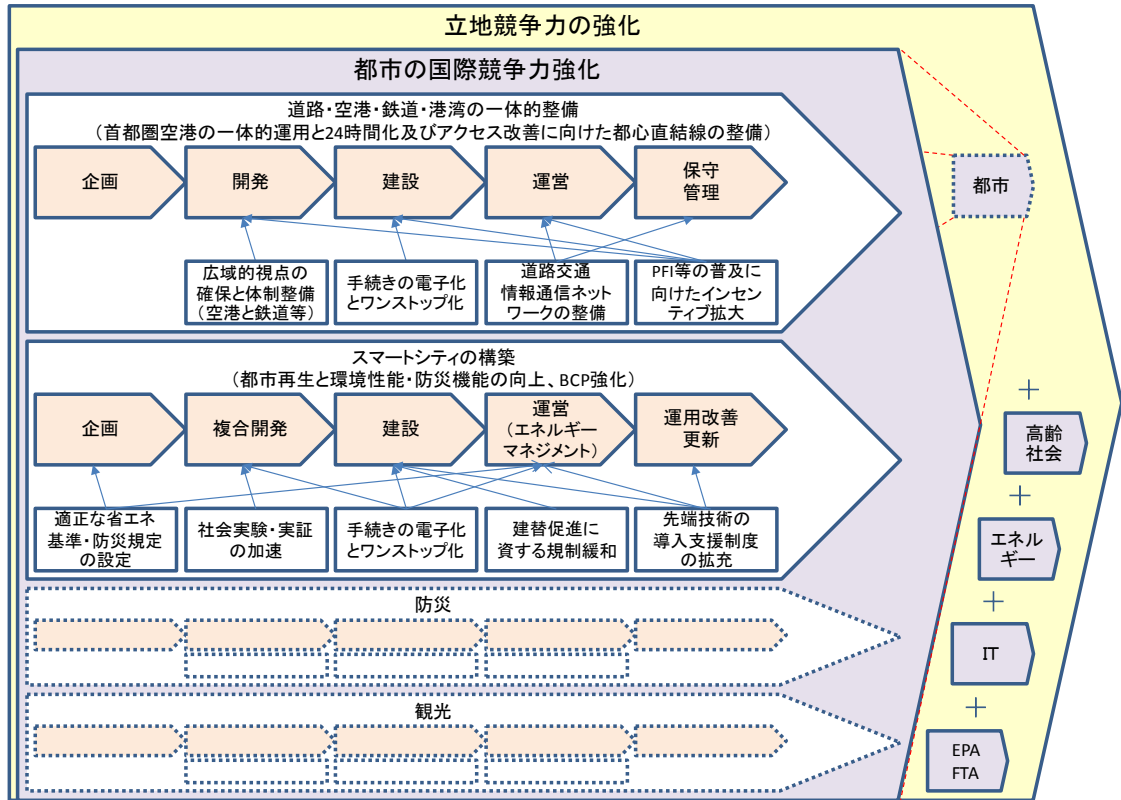
図表9-1 高齢者に対応した医療技術の発展(イメージ図)



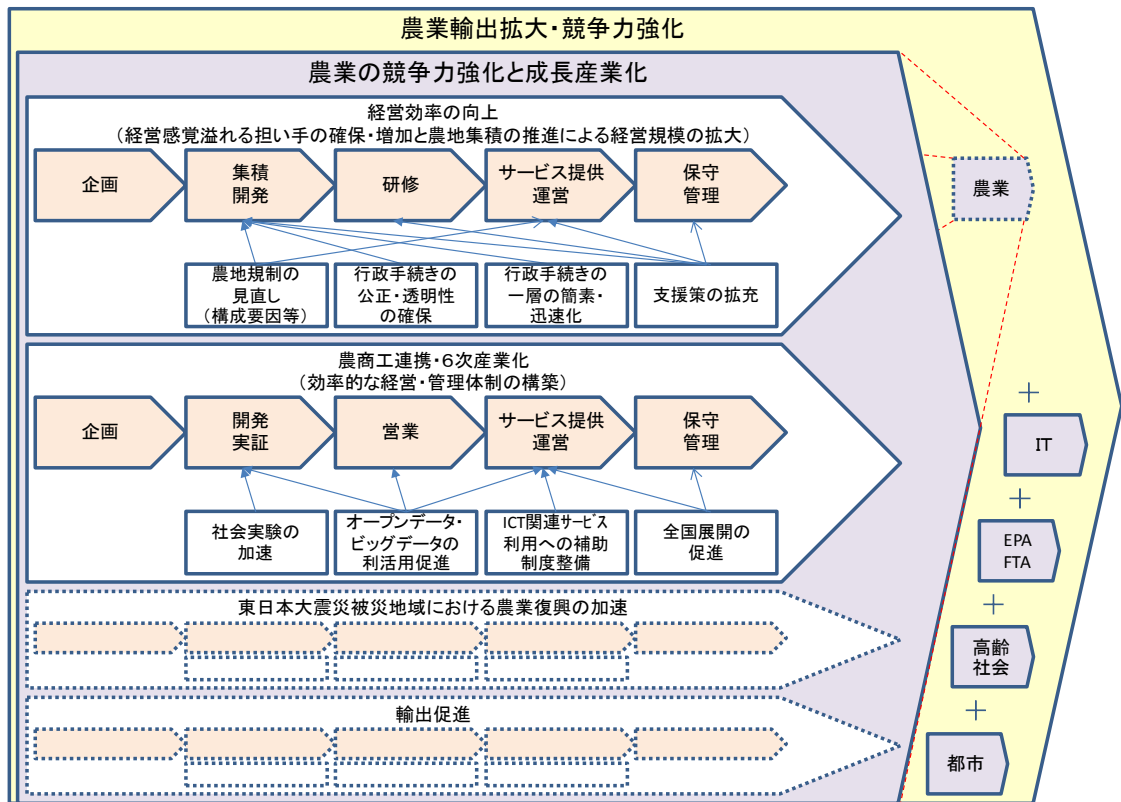
図表9-2 経済性のある価格での安定的なエネルギー供給(イメージ図)



図表9-3 都市の国際競争力強化(イメージ図)



図表9-4 農業の競争力強化と成長産業化(イメージ図)



また、ある製品等を作り出す一連の過程の中で、とりわけ付加価値の源泉を生み出す企業に対する支援も、競争力向上の観点から重視すべきと考えられる。それらの企業は概ね、①非上場の独立系の企業向け製造業、②顧客ニーズをきめ細かく把握し、自社の高い技術力で顧客の信頼を獲得、③海外を含め、優良顧客や大企業との取引が多い、④伝統的な産業集積地にも立地し、他の企業や大学との連携を深め、自社の技術力を強化、といった特徴を持つ。ただし、こうした優れた中堅中小の製造業であっても、経営規模の制約上、人材、資金、技術、情報等の経営資源に限界があるため、金融機関をはじめとする外部機関がそれを補完する役割を強化することや、政策による支援が求められる。

あわせて、物流インフラを競争上の所与の要件とせずに、わが国から製品とサービスを作り出すための産業政策の一環として、物流分野におけるグランドデザインを描き直す必要がある。現在、政府において今後5年間を見通した「総合物流施策大綱」の策定作業が進んでいるが、これが今後策定される国の成長戦略を参考に、国として目指すべき方向性を共有化し、その方向性と整合性を図るべきである。同時に、限られた予算の中にあっては、国や自治体が、老朽化が進む既存インフラを戦略的に維持管理、更新しつつ、効率的な使用を促し、物流効率化に資するインフラ投資を前倒しすることが重要である。

さらに、輸送モード間の健全な形での競争を促していくにあたり、近年の原油価格をはじめとするエネルギー価格の上昇等を踏まえて、燃料費の削減をはじめとする輸送コストの低減につながるような技術開発と普及、物流業者間の共同利用拠点・施設の整備を進めることも求められる。

(4) イノベーション推進体制の抜本的強化と起業の促進

企業の参入・撤退が絶え間なく続く中であって、とくに新規企業が市場に参入する際には、新しい技術や生産方式の導入、新商品・新サービスの開発といったイノベーションがもたらされやすい。

わが国全体としてのイノベーションの推進体制を抜本的に強化していくこと

については、先般、経団連の提言¹⁷において「強力な司令塔の実現」、「ファンディングの仕組みの改革」、「大学・大学院の改革」、「科学技術予算及び研究開発促進税制の拡充」の4本柱からなる改革の早期実現を強く求めたところである。

その際、先に述べた形でのイノベーションの促進を考慮するならば、研究開発税制のさらなる拡充をはじめ、医療・バイオ、宇宙、先端エネルギー等の全産業に対しシナジー効果を持つが一企業では支えにくい分野に対する支援の拡充等だけではなく、関係機関や企業内におけるイノベーション創出に向けた方法論の確立と「場」の設定の拡充が考えられる。この他、既存企業が積極的に起業家との連携を図り、資金調達や取引先の確保、適切な人材確保、経営ノウハウの習得など、創業期の困難の克服、ひいては集積に向けた誘致政策の展開も求められる。とくに新規のベンチャー企業の創出にあたっての事業環境は、起業手続きの多さや納税手続きの煩雑さなど、国際的にみて競争劣位にあり(図表10)、ビジネス環境の改善は急務である。

図表10 事業環境の国際比較（日本、韓国、米国）

	〔順位〕										
	総合順位	起業手続	建築許可	電力供給	不動産登記	資金調達	投資家保護	納税手続	通関手続	契約執行	破産手続
日本	24	114	72	27	64	23	19	127	19	35	1
韓国	8	24	26	3	75	12	49	30	3	2	14
米国	4	13	17	19	25	4	6	69	22	6	16

(出所) World Bank「DOING BUSINESS 2013」

とくにリスクマネーの供給という観点から資金面での対策は欠かすことができないが、その際に重要となるのが企業の「目利き力」である。「目利き力」と

¹⁷ 提言「科学技術イノベーション政策の推進体制の抜本的強化を求める」（2013年1月）

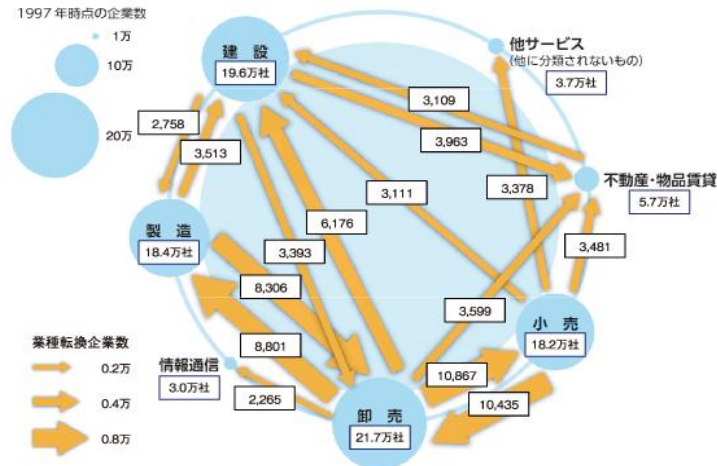
は、「企業の強み・弱みを明確にし、企業の持続的成長に必要な諸課題を見抜き、提案やアドバイスができる能力」とされているが、金融機関・商社等は、こうした「目利き力」のある人材を育成し、彼らを選び出した発展性のある企業や事業に対して、必要な資金を供給していくことがより一層重要となる。新しい事業の将来性を審査していくことは決して容易なことではないが、こうした役割を金融機関・商社等が果たしていくことを期待したい。

（５）成長分野と担い手をマッチさせた産業構造改革の推進

わが国は、先述したように、企業の参入、撤退が国際的にみてあまり活発ではない状況にあるが、既存企業が果敢に新たな分野に転業することにより、市場の新陳代謝が活性化され、当該企業の成長性を一段と高めることは重要な意義を持つ。経営者の中にも、さらなる成長や直面する難局を打開するために、起業時のような起業家精神を発揮して、新分野への進出や事業転換、業種転換を行う者も存在する（図表 11）。実際、業種転換を行った企業、とりわけ製造業では、企業規模を問わず、業種転換をしていない事業所よりも出荷額、付加価値額、従業者数及び労働生産性の伸びが高くなっている。また、転業についても、自社の成長や社会貢献を目的とした「能動的な」転業の場合には、売上高、経常利益及び従業員数を増加させている企業が多くみられる¹⁸。業種別にみると、情報通信や医療、福祉等といった成長分野への転業が増加していることが伺える（図表 12）。

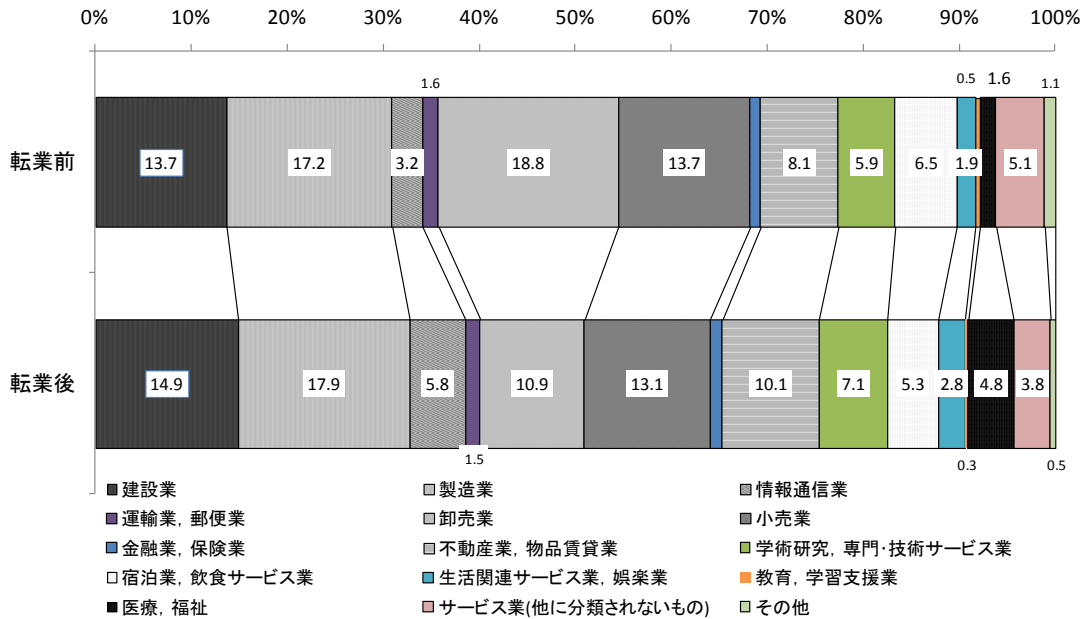
¹⁸ 「中小企業白書」（2011）

図表 11 産業大分類間での業種転換（1997～2007年、企業単位）



資料：(株)帝国データバンク「産業調査分析 SPECIA」再編加工
 (注) 1. ここでいう業種転換は、売上高構成比の最も高い業種の転換をいう。
 2. 2千企業以上の業種転換を矢印で示している。

図表 12 能動的転業前後の業種



(出所) 中小企業庁委託 帝国データバンク「転業に関する実態調査」

他方、人口減少や少子高齢化が本格化するにつれ、わが国全体として将来的に労働供給の面で質・量ともに不足する懸念が強い。これまでも女性や高齢者等の多様な層の労働市場への参画を促す取り組みが進められてきたが、その一方で、労働市場の柔軟化が進まず、必ずしも、労働市場全体を通じた最適な人

材配置が進んでいない面も指摘されている。

また、業種転換、転業にあたっては、自社の強みとなる既存の経営資源が活用できる分野に進出しやすいものの、そうした自社の強みが新分野でも発揮できるとは限らない。むしろ人材・販路・資金といった面での支援が事業の成功のカギを握っている面もあり、政策的な支援が求められるところである。具体的には、若年者や女性、高齢者等の多様な層の人材の活用が求められる。成長分野への労働の移動を進めるため、公的な職業訓練の充実を通じての専門的・技術的能力の習得に加え、例えば、企画業務型裁量労働制などの労働時間制度の改革や労働者派遣制度の見直しといった労働市場改革や、産業人材育成のための教育制度の充実、いわゆる高度外国人材の受け入れに関するポイント制を活用したインセンティブ措置の充実や一定の技能や資格などを有する外国人材の積極的な受け入れなど、産業の競争力の強化、効率性の向上を高める対策も合わせた、包括的な政策を展開していくことが望まれる。

また、成長が期待される分野において、市場の拡がりが見えるような対策も欠かせない。とくに今後の成長が期待されつつも、規制の多い産業において、企業の創意工夫に基づく新規参入が生じるように大胆な規制改革を実施することを通じて、環境整備を図ることが求められる。例えば、総合特区制度の活用をはじめ、個別分野では、医療分野においては、効率的な医療提供を実現するためにも、医療の ICT 化を阻む規制を見直すべきである。また、介護サービスの提供にあたり、社会福祉法人と民間事業者との役割分担を明確化し、社会福祉法人は、公共性の高い福祉サービスを提供する機能に特化することが期待される。保育分野においては、株式会社が、社会福祉法人等とイコール・フットィングの下で、保育所の設立・運営を行うことができる環境を整備すべきである。農業においては、農業生産法人の要件緩和など農地規制の緩和や手続きの公正・透明性確保と簡素・迅速化といった長年の懸案事項の解決を急ぐ必要がある。

さらに、進化が著しい情報通信分野と、これらの成長が期待される分野との

融合を目指した施策の拡充も重要となる。現在、健康情報分析サービスの提供や、農産物の購入履歴の活用等による生産計画への反映といったビッグデータビジネスが始まりつつあるが、こうした ICT を利活用したビジネスを進める上で、個人情報保護法に基づく目的外利用や第三者提供は認められないことから、利活用が制限されることがある。ICT を利活用したビジネスには、様々なアイデアを具現化できるといった可能性を持ち、若年者の就業意欲も強い。こうした潮流を経済発展につなげていくためにも、ビッグデータビジネスの普及・振興に向けた環境整備は重要な役割を果たす。

6. おわりに～日本を世界で存在感あるものとするために

わが国は、20世紀では米国と並んで「世界の工場」と称されたが、21世紀に入り、その地位は既に中国にとって代わられている。また、90年代以降、わが国企業の新たな発展とそれに基づく経済成長の末に目標とした、世界における研究開発の中核拠点化や、米国のような世界の消費地としての地位も、その達成はより困難なものとなっている。

こうした中、これまで述べてきたように国内の事業環境の悪化に伴う企業競争力の相対的な弱体化と、人口減少・少子高齢化の結果としての経済成長の鈍化等に伴って、日本という国、そしてわが国企業は、世界においてその存在感を希薄化しつつある。

それでは、わが国企業として、日本という国を世界で再び存在感のあるものとするためにはどういった形で貢献していくべきなのか。

その方向性の一つとして、わが国企業が持つ潜在的な活力を顕在化させ、世界における日本の立ち位置を今一度明確化させること、すなわち、国は、「ビジネス環境世界 No. 1」を目指し、企業においては、競争力を有する製品・サービスを連続的に生み出し続けることを通じて「市場のニーズに基づいて、必要となる製品・サービスを、どの国の企業よりも迅速かつ正確に提供」することを目指すという姿勢をより明確に示すことが考えられる。

未曾有の経済社会の変革期にあって、企業としても、経済界としても、こうした取り組みに積極的に関与することによって、経営戦略と産業政策との良い意味での連携を密にしていきたい。国全体として競争力強化に向けた大きな流れの下で、企業自らとしても豊富な経験とそれに裏打ちされた洗練された判断に、若手社員の斬新で大胆な発想を加え、この難局に立ち向かっていく所存である。各社が、競争力と企業倫理の向上を図り、世界市場における存在を一段と高めることを通じて、ひいてはわが国の世界における存在意義を一層高めることにつなげてまいりたい。

以 上

重要事項	大テーマ		方向性		項目
	大テーマ	テーマ	主な事業主体 (産業分類等※)		
1. 産業の新陳代謝の促進	(1) 新産業・新事業の創出に向けた環境整備	新たなエネルギー活用	製造業、鉱業 ガス業	経営資源としての情報の活用	<p>国による主な対策 (規制改革・税制・財政・金融上の特例措置等)</p> <p>→ プライバシー保護と情報の自由な流通による社会的便益を両立させる国民的コンセンサスの形成(個人情報保護法等の見直し) → 情報収集時の同意の取り方や匿名化情報として安全に取り扱うための条件等のルールの明確化(国際的整合性も確保) → ビッグデータの有効活用を可能とするための基盤整備に関わる研究開発(情報管理・統合、通信制御、情報収集・検知、情報分析等)の推進 → 行政機関が保有するデータの民間による利用促進 → 公共データ公開手続きの簡素化 → 包括的著作権利用許諾の検討 → 行政機関の持つデータカタログの整備及び政府共通ポータルサイトの設置</p>
				観光立国	<p>→ 国際的な官民連携 → 農林水産分野での実証事業への支援<「地域資源」の「農業」欄参照>や資源問題への対応(リサイクルの可視化) → 初等中等教育における人材の裾野拡大と高等教育における実践的能力の向上 → 産学官連携の強化(財政支援、拠点の構築等) → 国家資格や能力評価試験の普及促進 → FCV ユーザー及び水素インフラ設置に対するインセンティブの拡大(購入及び運営補助、融資、税制上の特例措置等) → 水素インフラに関する規制の見直しや低コスト化に向けた技術開発の推進 → 自然(海・温泉・森林など)や文化遺産などの活用促進および復旧・再生支援 → 魅力ある観光地の形成、広域・異業種連携の推進 → 世界遺産登録などの活用・推進 → 日本食の海外展開と食品・食材のマーケティング・価格競争力強化に向けた支援 → 新たなツーリズム創出に向けた取り組みへの支援(介護旅行、若者旅行の促進など) → 在外公館や JNTO 事務所などの相互連携による訪日観光客の誘致推進 → 総理・大臣・大使などによるトップセールスの実施 → 観光庁と JNTO の役割分担の明確化および JNTO の体制・財政基盤強化、関連団体との連携推進 → 各省連携の一層の推進(クール・ジャパン戦略との連携) → ビザ発給要件の大幅緩和 → 入国管理局の体制強化と業務効率化の推進(自動化ゲートの整備など) → 国際競争力の高い大規模 MICE 施設整備および国際会議等の戦略的な誘致 → 大型クルーズ船の寄港可能な港湾の戦略的な整備 → 空港・港湾へのアクセス向上 → ITS の活用などによる高度交通システムの構築 → ホテルなどの観光関連施設、公共交通機関などでの情報通信インフラの整備(Wi-Fi の整備など) → 案内表示、道路標記の標準化・拡充(多言語表示など) → 公的支援による多言語対応コールセンターの設置</p>
					クラウド技術の活用促進
					ICT 利活用人材の育成
					燃料電池車(FCV)の普及と水素インフラの整備
					地域資源の高度化と新市場の創出
					情報発信・プロモーションの強化と推進体制の整備
					訪日外国人 3,000 万人時代を見据えたインフラの整備

2. 人材力強化・雇用制度改革

※総務省統計局「日本標準産業分類」に基づく

重要事項	大テーマ	方向性		国による主な対策 (規制改革・税制・財政・金融上の特例措置等)
		テーマ	項目	
2. 人材力強化・雇用制度改革	(1) 教育改革の実現	初等中等教育改革	初等中等教育を改革し、社会の構造変化やグローバル化に対応し、自ら考え、判断し、行動できる人材を育成	<ul style="list-style-type: none"> →地域の主体性や教育主体の創意工夫を活かした多様な教育体系、カリキュラムの導入、小中一貫・中高一貫教育の促進 →外国語教育、国際理解教育の拡充 →国際バカロレア(IB)課程の普及と国内における認定校の拡大 →帰国子女や海外留学経験者受入れに向けた環境整備 →国際的な能力評価と情報化動向を見据えた教育の情報化の推進 →学習具/学校教具としてのICT整備 →高大接続の改善と入試改革 →大学の機能分化に対応した客観的外部評価の確立と評価結果に基づく大学交付金、私学助成金の重点的な配分 →大学の教育・研究情報に関する国内外への発信強化 →大学間競争や国際化の促進(優秀な海外留学生の受け入れ拡大や海外大学との連携強化、日本人学生の海外留学の奨励等)
	労働力の需給調整機能の強化	労働者派遣制度の利便性の向上	高等教育機関の質を高め、世界トップレベルの研究者・教育者・グローバル人材の育成を強化	<ul style="list-style-type: none"> →労働者派遣法の改正(労働者派遣事業の許可基準の厳格化を前提に受入れ期間制限の緩和などを含め、弾力的な活用を可能とする抜本的な見直し)
	(2) 労働市場の改善	働き方(労働時間)	<ul style="list-style-type: none"> 産業間における労働移動の活性化(新産業に向けた労働移動の促進) 企画業務型裁量労働制(労働基準法第38条の4)の見直しによる生産性の高い働き方と労働者のワーク・ライフ・バランスの実現 高度な裁量性を持つ労働者を対象とした新たな労働時間制度の創設による生産性の高い働き方と労働者のワーク・ライフ・バランスの実現 	<ul style="list-style-type: none"> →公共職業訓練の強化・充実 →産業雇用安定センターの機能強化 →企画業務型裁量労働制の対象範囲・対象労働者の見直しおよび手続きの簡素化 →事務職や研究職など、高度な裁量性を持つ一部の労働者の自主的・自律的な労働時間管理を可能とする仕組みの導入
		雇用	<ul style="list-style-type: none"> 雇用および労働に関するルールの透明化による迅速な事業再編の促進と労使紛争の予防 雇用および労働に関するルールの透明化による迅速な事業再編の促進と多様な従業員間の公正処遇の実現 	<ul style="list-style-type: none"> →勤務地あるいは職種が限定された労働契約に対する使用者の雇用保障責任ルールの透明化 →労働条件の不利益変更ルールの透明化

重要事項	大テーマ	方向性		国による主な対策 (規制改革・税制・財政・金融上の特例措置等)	
		テーマ	項目		
3. 立地競争力の強化	(1) 事業環境の整備	税制	民間活力の発揮・国内投資の促進	→法人実効税率の引き下げ(約25%)、とりわけ地方法人特別税の廃止	
			イノベーションの推進	→研究開発税制の拡充(総額型の法人税額控除限度額30%の恒久化、増加型・高水準型の恒久化、控除限度超過額の繰越期間の無期限化) →パテントボックス・イノベーションボックス税制(知的財産権やノウハウ等)に起因する所得に税軽減)の創設	
			経済活性化に向けた地方税制の確立	→内外からの企業投資促進に向けた地域間競争に資する地方税制の確立(償却資産に係る固定資産税や事業所税の廃止を含む抜本的な見直し等)	
		社会保障	現役世代並びに企業の公的負担の抑制	→医療、介護、年金、子育てにかかる給付の効率化・重点化策の一層の取り組み強化	
			独禁法	国際化に対応した競争環境の整備	→公正取引委員会による審判制度の廃止、審査手続の適正化
		規制改革	着実な改革の進展	→経団連規制改革要望の着実な実現 →すでに閣議決定で措置することとされた改革を確実に実施するために進捗状況をフォローアップ	
		金融	金融・資本市場の機能強化	金融仲介機能の強化に資する規制・制度改革	→金融仲介機能の強化に資する規制・制度改革
				確定拠出年金の拡充	→確定拠出年金の拡充
		交通・物流	道路・空港・鉄道・港湾の一体的整備	日本版ISAの拡充・恒久化	→日本版ISAの拡充・恒久化
				ABL(Asset-Based Lending)の利用促進に向けた制度整備	→ABL(Asset-Based Lending)の利用促進に向けた制度整備
				アジア債券市場の育成	→アジア債券市場の育成
				三環状道路等の早期完成をはじめとするネットワークの拡充	→三環状道路等の早期完成をはじめとするネットワークの拡充
首都圏空港の一体的運用と24時間化及びアクセス改善に向けた都心直結線の整備	→首都圏空港の一体的運用と24時間化及びアクセス改善に向けた都心直結線の整備				
民間活力	産業集積とグローバルなビジネス人材の獲得	港湾機能の強化と広域的視点から適切な港湾管理運営ができる体制の実現	→港湾機能の強化と広域的視点から適切な港湾管理運営ができる体制の実現		
		国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備促進	→国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備促進		
		災害時・平常時の双方で機能する道路交通情報通信ネットワークの整備	→災害時・平常時の双方で機能する道路交通情報通信ネットワークの整備		
スマートシティの構築	都市再生と環境性能・防災機能の向上	産学連携の深化	→産学連携の深化		
		PFI等の推進	→グローバルなビジネス人材にとって魅力的な高水準の業務・生活基盤の形成 →PFI、PPPの普及に向けたインセンティブ拡大(税制上の特例措置、民間提案メ리트の具体化等) →地方自治体に対する人材派遣等の実務支援体制の整備		
観光	<1「観光立国」欄参照>	最速・再効率なエネルギーマネジメントの確立(適正な省エネ基準の設定、社会実験・実証の加速等)	→最速・再効率なエネルギーマネジメントの確立(適正な省エネ基準の設定、社会実験・実証の加速等)		
		先端技術導入支援制度の拡充(税制上の特例措置等)や建て替え促進(区分所有法の決議要件緩和、ワンストップ化等)	→先端技術導入支援制度の拡充(税制上の特例措置等)や建て替え促進(区分所有法の決議要件緩和、ワンストップ化等)		
				→BCP機能強化等<8「防災」欄参照> <1「観光立国」欄参照>	

3. 立地競争力の強化	(3)EPA・FTAの拡大とグローバルな通商ルールの策定	<p>TPPへの参加</p> <p>日中韓FTA交渉の推進</p> <p>RCEP交渉の推進</p> <p>日EU・EPAの早期締結</p> <p>日トEPA交渉入りと締結の推進</p> <p>新興国等への展開</p> <p>既存のEPAの再協議</p>	<p>TPP交渉参加の早期表明</p> <p>ASEAN+6を母体とするRCEPの核として、包括的かつハイレベルな内容で日中韓FTA交渉を推進</p> <p>2015年のASEAN域内統合を目的としたRCEP交渉の妥結</p> <p>早期締結の促進</p> <p>日本トルコEPAの交渉入りの表明と締結の促進</p> <p>協定未締結国との交渉促進</p> <p>日本インドネシアEPAの再協議</p> <p>日本タイEPAの再協議</p>	<p>→TPP協定交渉は年内の合意を目指して進んでおり、FTAAPのモデルとなる基準やルール策定においてわが国の国益を反映できる期間に間に合うよう、早急に交渉参加を表明(TPPにより、韓国等との競争条件のイコライジングを実現し、産業競争力向上を図る)</p> <p>→米国と行っている事前協議において早急に参加合意を形成</p> <p>→農業対策、規制緩和等、TPP参加に伴い必要となる国内対策の推進</p> <p>→鉄鋼製品、自動車、自動車部品、電気・電子機器、石油化学製品、化学繊維、ガラス製品、医療機器、繊維、紙類、食品、医薬品等、広範な分野にわたる関税の撤廃</p> <p>→主要サービス分野(金融、建設、不動産、流通、広告、通信等)や主要製造業の分野(自動車、鉄鋼、造船、食品等)における外資制限の撤廃</p> <p>→アルミ、コークス、レアメタル、レアアース等に課される輸出関税の引き下げ・撤廃ならびに輸出数量制限の緩和</p> <p>→ビジネス環境整備に関する委員会の設置による、国内規制ならびにその運用の透明化推進</p> <p>→知的財産権の保護</p> <p>→TPPに比して見劣りすることのないよう、関税撤廃、投資・サービスの自由化、ビジネス環境整備等について定めたハイレベルな協定として妥結</p> <p>→EUとの経済連携も視野に入れた国内規制・制度改革に係る既往の方針(2012年7月10日閣議決定等)の着実な実施と一層の規制・制度改革の推進(規格・基準等の国際的調和を含む)</p> <p>→日・EU間のヒト、モノ、資本・サービス、情報・知識等の自由な流通に資する制度の整備</p> <p>→新興国を含めたグローバルな展開を視野に入れた先進国共通のルール作りの推進(TPP協定交渉、米国・EUFTA交渉の動向をも踏まえて)</p> <p>→関税撤廃、投資・サービスの自由化、ビジネス環境整備等について定めたハイレベルな協定として締結</p> <p>→基本的価値を共有する先進国共通の高水準なルールを新興国等へも展開</p> <p>→鉄鋼製品、自動車、二輪車、自動車部品、化学品等の主要品目の関税率の引下げ</p> <p>→流通、海運、保険、建設、製造業等のセクターにおける外資制限の撤廃、自国民雇用義務の緩和</p> <p>→鉱物資源等の輸出制限の緩和</p> <p>→国内法の透明化、税制の整備等のビジネス環境整備</p> <p>→自動車関税率の引下げ、自国民雇用義務の緩和等</p>
-------------	------------------------------	---	--	--

3. 立地競争力の強化		<p>公的資金 (ODA/OOF) 改革</p>	<p>ODA の充実</p> <p>弾力的な投融資の実施</p> <p>貿易保険対象案件の拡大</p> <p>国際標準化の推進</p> <p>二国間オフセット・メカニズムの導入</p> <p>新産業・新事業のシステム輸出</p> <p>現地の入札制度の改善等のための法制度整備 支援</p> <p>金融インフラ整備支援の強化・継続</p>	<p>→国際協力機構(JICA)海外投融資の本格実施(2012年11月)を受けた、予算規模の拡大と官民連携による投融資案件の形成</p> <p>→円借款改革(対象国の拡大と年次供与枠の弾力化、ドル建借款の導入、低金利特別借款の実施、わが国コンサルの詳細設計への関与、STEP 利用条件の見直し等)</p> <p>→無償資金協力を1件あたり100億円規模に拡大</p> <p>→国際協力銀行(JBIC)の外貨建、現地通貨建投融資の実施等</p> <p>→JV や海外現地日系法人等への附保対象拡大</p> <p>→わが国の提唱によるアジアの標準づくり、そのための技術協力の推進</p> <p>→二国間オフセット・メカニズムの導入による、わが国環境技術の普及(現在交渉中のインドネシア等に加え、メコン諸国やアフリカ諸国も検討)</p> <p>→新産業・新事業をシステムとして輸出する企業間連携と政府支援(例:まちづくり、FCV/水素インフラ等)</p> <p>→プロジェクト提案者が入札の際に優遇されるスキームの確立</p> <p>→技術力・品質等の非価格的要素を適正に評価する入札制度の導入</p> <p>→土地収用の着実な実施等</p> <p>→アジア各国に対する金融インフラ整備支援・金融規制改革</p> <p>→「ベトナムのレアアース開発に係る協力に関する日越政府間覚書」(2011年10月)に基づくマスタープランの作成、採掘権の認可、合弁事業の設立等</p> <p>→カザフスタンにおける二国間原子力協定(2011年5月)に基づくウランの開発、JOGMEC と国営原子力企業のレアアース資源開発に関する覚書(2011年10月)に基づくレアアース資源開発</p> <p>→ウズベキスタンにおける政府間覚書(2011年2月)に基づくウラン・レアアース・レアメタル・天然ガス開発</p> <p>→日本インドネシアEPAの再協議において、新鉱業法に基づく銅鉱等の輸出制限の緩和を働きかけ、EPA 上に取り決め<上記「既存のEPAの再協議」欄参照></p> <p>→日中韓FTAにおいて、資源の輸出制限等保護主義的な措置を禁止すべく交渉<上記「日中韓FTA 交渉の推進」欄参照></p> <p>→JBIC による金融支援、FS 時の補助金、トップ外交の推進、PPP 推進の可能性の検討、情報の収集と提供等</p> <p>→輸出促進に向けた相手国政府への積極的働きかけ</p> <p>→新たなエネルギーとしての水素の活用に対する政府指針の策定</p> <p>→法制度の整備や幅広いサポート体制の確立</p> <p>→国際連携による情報の共有や警備・警護活動の充実</p>
	<p>(4)インフラ輸出</p> <p>国際競争力 強化</p> <p>相手国における PPP 法制の 整備等</p> <p>新興国の金融 インフラ整備</p>	<p>ベトナムをはじめとする資源保有国と官民連携で 資源の共同開発を推進</p> <p>EPA の再協議等を通じた対応</p> <p>ロシア極東地域からの石油・天然ガス輸入の開 発と関連施設の整備</p> <p>米国産 LNG の輸入促進</p> <p>未利用エネルギーの活用(豪州褐炭)</p> <p>危険地域の駐在員や物流に関わる人員・船舶等 の安全を確保</p>		
	<p>(5)資源確保</p>			

重要事項	大テーマ	方向性			国による主な対策 (規制改革・税制・財政・金融上の特例措置等)	
		テーマ	主な事業主体 (産業分類等※)	項目		
4. クリーン・経済的なエネルギー需給実現	(1) 経済性のある価格での安定的なエネルギー供給	経済性ある価格の実現	—	エネルギー価格の上昇につながる政策の見直し	→地球温暖化対策税の廃止を含めた早急な見直し →電力価格の更なる押し上げ要因であるのみならず、技術革新の阻害要因となる再生可能エネルギーの固定価格買取制度の早急な見直し	
		省エネ	製造業 運輸業 建設業	省エネの促進	→技術に裏付けられた適切な省エネ基準の設定 →省エネ機器・設備の普及促進策の充実 →研究開発促進税制の拡充 →節電や省エネ機器への買い替え促進のための国民運動の推進 ＜3「スマートシティの構築」欄参照＞	
		再生可能エネルギー	—	再生可能エネルギーの有効活用	→バイオマス等の新たなエネルギー活用の推進 →水素の形でエネルギーを貯蔵する技術開発、実証事業の促進	
		火力	電気業	電気業	再生可能エネルギーの導入促進	→風力発電に係る環境影響評価の迅速化や自然公園内における地熱発電施設の設置に関する規制の見直し等の着実な規制緩和の実施
			電気業 製造業	電気業 製造業	再生可能エネルギーの高効率化・出力安定化	→発電効率や蓄電池に関する研究開発の推進、スマートグリッドの実証や標準化
			電気業 ガス業	電気業 ガス業	石炭火力の活用による、経済性のある価格での電力の安定的供給	→CO2 排出に係る審査の適正化を含む環境アセスメントの合理化
		原子力	電気業	電気業	火力発電所の一層の高効率化・低炭素化の促進	→研究開発や実証実験、実用化に向けた取り組みの強化
					化石燃料の安定供給確保	→官民一体となった海外権益の確保、価格交渉力の強化＜3「資源確保」欄参照＞
					安全性の確認された原子力発電所の速やかな稼働	→再稼働に向けた道筋の早急な明示 →再稼働プロセスの可能な限りの加速化 →安全性や再稼働の必要性等に関する国民や各立地自治体への説明
				電気業	安全性確保を前提とした、ベース電源としての原子力の活用	→国民や国際社会の信頼回復 →放射性廃棄物の処理のあり方の検討 →原子力損害賠償法改正の検討

4. クリーン・経済的なエネルギー供給実現	(2)地球規模の低炭素社会の実現	低炭素社会	鉱業、建設業 製造業、電気業 ガス業、情報通信業 運輸業、小売業 金融業、保険業 不動産業	「経団連低炭素社会実行計画」の推進	→「経団連低炭素社会実行計画」を国の温暖化政策の柱に位置付け →税制上の特例措置や補助金などインセンティブの拡充
	(3)既存インフラの有効利用	住まい	建設業 不動産業	長期優良住宅、省エネ住宅の供給促進	→リフォームに関する情報提供機能の強化 →住宅の価格査定システムの構築 →住宅評価基準の明確化 →家歴に関する情報の整備

重要事項	大テーマ	方向性			国による主な対策 (規制改革・税制・財政・金融上の特例措置等)
		テーマ	主な事業主体 (産業分類等※)	項目	
5. 健康長寿社会の実現	(1) 高齢社会に対応した住まい・まちの整備	住まい	建設業 不動産業 医療、福祉	多様化する住宅ニーズの充足(施設系と住宅系でバランスを確保)	→事業者が介護施設を整備する際に制約となっている介護保険法に基づく総量規制を緩和 →種別が多くて複雑な高齢者施設・住宅の分類を利用者視点で簡素化
			建設業 医療、福祉	バリアフリー化の促進	→リフォーム市場の育成 →バリアフリー改修に関わるインセンティブの拡充(税制上の特例措置等)
			金融・保険業 不動産業 医療、福祉	住み替えの円滑化	→適正な資産評価のための流通基盤整備と中古住宅市場の拡充 →住み替え支援策の実施
			自治体 建設業 不動産業 医療、福祉	コンパクト化と地域包括ケアの実現	→市街地再開発と医療・介護関係者との連携強化 (例: 公営住宅の建て替え時にサービス付き高齢者向け住宅や介護・子育て支援等の拠点を併設、中心市街地の再開発に合わせて高齢者の集住を促進、ロボット技術等の活用等)
		まちづくり	自治体 不動産業	エリアマネジメントの促進	→BID(Business Improvement DistrICT)やHOA(Home-Owners Association)等の創設に向けたインセンティブ付与(税制上の特例措置等)
			全産業	高齢者の健康増進と意欲と能力を備えた高齢者の労働力化	→予防医療の普及促進 →高齢者の自発的な就業促進に向けた労働市場の整備
		サービス (医療系以外)	自治体 医療、福祉	シームレスかつワンストップなサービス提供	→自治体によるトータルオーガナイザーとしての積極的な旗振りと医療・介護関係者との連携強化
			卸売・小売業 運輸業	買い物弱者対策	→移動販売車の上下水道装置不要化といった規制緩和や社会福祉協議会との連携拡大
			製造業	安心・安全な移動手段の確保	→パーソナルモビリティの普及(社会実験の加速)
			金融・保険業 不動産業	高齢者の生活資金の確保に向けた対応	→リバースモーゲージ制度の改善(商品設計の見直しや認知度の向上等)
		建設業 不動産業 医療、福祉	高齢者向けビジネスの海外展開の促進	→トップセールスをはじめとする海外展開支援や外交政策によるカントリーリスクの低減	

		サービス (医療系)	<p>製造業 医療、福祉</p> <p>情報通信 医療、福祉 サービス業</p> <p>自治体 情報通信 医療、福祉 製造業</p> <p>情報通信 医療、福祉</p> <p>医療、福祉 サービス業</p> <p>医療、福祉</p> <p>自治体 サービス業</p> <p>医療、福祉 サービス業</p> <p>医療、福祉</p> <p>自治体 サービス業</p> <p>医療、福祉 サービス業</p> <p>医療、福祉 学術研究</p> <p>医療、福祉 学術研究</p>	<p>医療・介護分野のイノベーション加速と利活用促進に向けた環境整備</p> <p>医薬品の販売環境の改善</p> <p>ICTの利活用による効率的な医療機関間のネットワーク化の推進 (患者自身の健康管理や重複検査の排除、救急医療受診・災害時における病歴・検査データの把握等)</p> <p>遠隔診療の普及</p> <p>医療・介護の担い手の確保</p> <p>医療産業の発展</p> <p>高齢者向け商品・サービスの全国展開</p> <p>医療産業の海外市場の開拓</p> <p>革新的な医薬品・医療機器の研究開発とアジア市場との連携</p> <p>高度な医療サービスに向けた疾病動向の分析や疫学的研究の推進</p>	<p>→介護ロボット等の先端技術の活用に向けた研究開発促進や福祉用具等に係るイノベーション創出促進</p> <p>→早期製品化に向けた安全基準の策定や治験承認審査手続き基準の明確化と迅速化</p> <p>→医薬品の承認、一変承認(承認事項の一部変更承認申請)及び軽微変更届における手続きの電子化</p> <p>→医薬品登録販売者制度の見直し(実務経験要件の撤廃、情報通信技術の活用、販売義務時間の撤廃)</p> <p>→高度 ICT 社会における国民の共通基盤としての番号制度の実現<7「番号制度」欄参照></p> <p>→医療機関間の用語や書式の統一</p> <p>→診療行為の標準化の推進</p> <p>→処方箋の電子化、相互利用を可能とする医療データの互換性確保、相互利用を可能とする仕組み(EHR/PHR)の構築</p> <p>→地域の医療資源やシステムの知識を有する医療クラークなどの人材育成促進</p> <p>→医療情報外部保存と2次利用に関する法整備</p> <p>→医療情報データベース基盤整備事業で集積された医療情報の民間企業での利活用の開放</p> <p>→クラウド利用における医療情報の受託管理に関するガイドラインの見直し</p> <p>→感染病予防に資する情報の電子データ化とその利活用</p> <p>→患者の医療情報を医療機関間で共有するための個人情報保護条例の緩和(個人情報保護法の見直し)</p> <p>→遠隔診療の全面解禁(初診・急性期を含む活用可能な範囲の明確化)</p> <p>→海外人材の育成促進及び受入要件の緩和(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士が活躍するための環境整備)</p> <p>→医療関連業務における労働者派遣の拡大</p> <p>→高度な先進医療や未承認薬をはじめとする、利用者が必要とする医療サービスへのアクセスを容易化</p> <p>→保険診療と保険外診療の併用制度や自由診療等、医療サービスの提供者による価格決定可能な診療領域の拡大</p> <p>→職業訓練の拡充を通じた企業による高齢者ビジネスへの参入促進策の実施</p> <p>→医療機関の国際的信用度の高さを示す JCI 認証の取得推進</p> <p>→外国人医師が日本において多国籍の患者を診療するための制度見直し</p> <p>→治療を行う患者の国の医療機関との診療情報の共有や情報交換を行うための連携体制の確立</p> <p>→海外への積極的なPR活動</p> <p>→治験・臨床研究環境の整備、承認審査の一層の迅速化(アジア諸国との共同治験の推進等)</p> <p>→再生医療やバイオ医薬品等の先端医療の研究開発促進</p> <p>→共同治験によって得られたデータを集約するための共通データベースの構築</p> <p>→治験・承認申請を促すための知的財産権の保護強化</p> <p>→臨床試験実施申請資料の種類・言語の統一化推進</p> <p>→レセプトオンライン請求の完全義務化</p> <p>→レセプト情報・特定健診情報データベースの提供範囲の拡大</p>
--	--	---------------	---	---	--

重要事項	大テーマ	方向性			項目	国による主な対策 (規制改革・税制・財政・金融上の特例措置等)
		テーマ	主な事業主体 (産業分類等※)	項目		
6. 農業輸出拡大・競争力強化	(1) 農業の競争力強化と成長産業化	担い手	全産業	経営感覚溢れる担い手の確保・増加	→農地規制の更なる見直し(農業生産法人の構成員要件の緩和、農地リース方式での参入法人による農地取得の容認、農業関連施設設置の円滑化) →農地に係る行政手続きの公正・透明性の確保と一層の簡素・迅速化 →青年就農給付金の拡充、法人に対する研修経費助成期間の延長、就農前後における営農・技術指導の充実 →民間企業による雇用促進への取り組みに対する支援措置 →「人・農地プラン」策定支援策強化によるプラン内容の充実、中心経営体への農地集積状況の精査(レビューの実施) →農地集積支援策の拡充 ①農地の出し手対策: 農地集積協力金の交付額及び譲渡所得税の控除額の引き上げ ②農地の受け手対策: 規模拡大加算の交付額の引き上げ、農業経営基盤強化準備金制度の拡充等 →遊休農地に対する特定利用権の設定を迅速化する制度の構築 →農地基本台帳との連携型農地地図情報システム整備に対する支援	
			農業 教育・学習支援業	新規就農者の増加と定着		
	農地		農業	農地集積の推進と経営規模の拡大		
		農業	基盤整備の充実			
	(2) 農業の競争力強化と成長産業化	農工商連携・農工商連携・6次産業化	農業 製造業 情報通信業	効率的な経営・管理体制の構築・生産技術向上に向けたICT利活用の推進	→オープンデータ・ビッグデータを活用したビジネスの促進(規制改革) →クラウド型ICT関連サービス利用への補助制度の整備	
			国 ファンド関係者 農業 自治体 全産業	農林漁業成長産業化(アン・ド運営における透明性の確保および経営体質強化) 産業連携ネットワークの一層の活用	→情報公開の徹底、適切な議決権行使のための事業性評価の確実な実施 →ファンドおよび6次産業化事業者の経営力向上と経営の可視化 →具体的成果の創出、全国展開の促進、主要産地間の連携・協力の推進	
	輸出促進	輸出促進	自治体 農業 漁業 運輸業 卸売業・小売業	風評被害の撲滅、輸出の更なる拡大	→競争力のある新たな農業経営の確立に向けた基盤整備(充実した経営再開マスタープランの早期作成、復興交付金の活用促進、再生可能エネルギー活用に向けた農地規制等の整理) →諸外国におけるわが国農水産物等の輸入規制の緩和・撤廃と風評被害対策の継続(諸外国への正確な情報提供の継続) →積極的なプロモーション活動の推進 →輸出有望品目及び品目別戦略の見直し →輸出促進に向けた制度・体制の整備(検査協議の加速、GAP・HACCP等の導入促進、物流・流通の効率化に資する措置等)	
			農業	望ましい農業構造の確立に向けた構造政策の一環として活用	→認定農業者や「人・農地プラン」での中心経営体等の強化・育成と経営所得の安定に重点化した制度に再編(支援対象・水準の見直し) →必要に応じ、諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正する制度の拡充 →産業政策では対応できない地域・品目への配慮・支援	
	(2) 農業の競争力強化と成長産業化の基盤となる直接支払制度の改革	現行制度の抜本的見直し 地域農業・社会の維持	農業	経営感覚溢れる担い手の確保・増加		

重要事項	大テーマ	方向性	
		テーマ	項目
7. 科学技術イノベーション・ITの強化	(1) 科学技術イノベーション政策の推進体制の強化	総合科学技術会議の権限強化	国による主な対策 (規制改革・税制・財政・金融上の特例措置等)
			<ul style="list-style-type: none"> →現在文科省が有している「基本的な政策の企画立案及び推進」、「基本計画の作成及び推進」の権限を総合科学技術会議へ移管(内閣府設置法の改正) →総合科学技術会議が科学技術イノベーション政策に関する「骨太の方針」を毎年策定し、同方針に沿って各省に概算要求させるとともに総合調整する権限を付与 →総合科学技術会議のリーダーシップのもとで府省横断型プロジェクトを推進するため、一定規模の独自予算を付与(内閣府設置法の改正)
		総合科学技術会議の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> →総合科学技術会議自身に勧告権を付与 →FIRSTは2013年度で終了予定だが、同プログラムの実施状況の評価をしっかりと行なった上で、後継プログラムを創設(予算の確保) →内閣府設置法の改正
			<ul style="list-style-type: none"> →総合科学技術会議事務局への産業界出身者の積極的な受入れ及び幹部への登用拡大 →科学技術イノベーション政策に精通したプロパー職員の育成
		ファンディングの仕組みの改革	<ul style="list-style-type: none"> →科学技術振興機構 研究開発戦略センター(JST/CRDS)や、科学技術政策研究所(NISTEP)といった既存の政府系シンクタンクを総合科学技術会議の直属とし、調査分析機能を強化 →基礎研究から実用化・事業化までを一貫して推進するため、総合科学技術会議のリーダーシップのもと、日本学術振興会(JSPS)や科学技術振興機構(JST)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)といったファンディング機関の連携を強化 →必要に応じて省庁の枠を越えた統合も検討
			<ul style="list-style-type: none"> →実用化・事業化に向けた産学共同研究への支援強化に向け、競争的資金制度全体を体系的に見直し
		大学・大学院の改革	<ul style="list-style-type: none"> →「研究開発」及び「教育」双方に関する適切な評価指標を整備し、評価結果に応じて運営費交付金を傾斜配分する仕組みの構築
			<ul style="list-style-type: none"> →科学技術予算の拡充
		科学技術予算及び研究開発促進税制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> →第4期科学技術基本計画で掲げられた「政府研究開発投資対GDP比1%、総額約25兆円」の予算目標の着実な達成
			<ul style="list-style-type: none"> →イノベーションの推進<再掲>

(2) 社会基盤の強化に向けた高度な電子行政の実現	行政の電子化	政府 CIO 制度の確立 国民が利便性、効率性、透明性を実感できる電子行政の実現	→ 権限を法的に担保した上で、省庁間、国と地方自治体間、官民間の壁を越えて強かに施策を推進する体制を整備 → 行政が保有する情報は国民から再提出を求めない(二重請求の禁止) → 電子化の効果を最大限に引き出すための業務改革(BPR: Business Process Reengineering)の実施 → 国・地方・民間のシステムの連携や定型業務の標準化・共通化促進 → 行政手続きの添付書類の削減やワンストップ型サービスの提供 → プッシュ型行政情報提供サービス(国民に適時・適切なサービスを個別に通知)の実現 → 民間の創意工夫を活かした新しいサービス展開の促進
	番号制度の早期実現	国民の利便性向上と民間活用の拡大	→ プライバシー保護と情報の自由な流通による社会的便益を両立させる国民的コンセンサスの形成(個人情報保護法等の見直し) → 情報収集時の同意の取り方や匿名化情報として安全に取り扱うためのルールの明確化(国際的整合性も確保) → ビッグデータの有効活用を可能とするための基盤整備(情報管理・統合、通信制御、情報収集・検知、情報分析等)の推進
(3) 新産業・新事業の創出に向けた環境整備 <再掲>	経営資源としての情報の活用	オープンデータの推進	→ 行政機関が保有するデータの民間による利用促進 → 公共データ公開手続きの簡素化 → 包括的著作権利用許諾の検討 → 行政機関の持つデータカタログの整備及び政府共通ポータルサイトの設置
	新たなエネルギー活用	クラウド技術の活用促進	→ 国際的な官民連携 → 農林水産分野での実証事業への支援<「地域資源」の「農業」欄参照>や資源問題への対応(リサイクルの可視化)
(4) 安全・安心な社会の実現	環境	ICT 利活用人材の育成 燃料電池車(FCV)の普及と水素インフラの整備	→ 初等中等教育における人材の裾野拡大と高等教育における実践的能力の向上 → 産学官連携の強化(財政支援、拠点の構築等) → 国家資格や能力評価試験の普及促進 → FCV ユーザー及び水素インフラ設置に対するインセンティブの拡大(購入及び運営補助、融資、税制上の特例措置等) → 水素インフラに関する規制の見直しや低コスト化に向けた技術開発の推進
	医療・介護	防災・減災 エネルギーマネジメントシステムの構築 交通・物流の円滑化	<8「防災」欄参照> → スマートコミュニティ・スマートハウスの実現に向けた社会実験の加速 → 災害時・平常時の双方で機能する道路交通情報通信ネットワークの整備<再掲> → 全国規模での地域医療ネットワークの確立等の基盤整備 → 医療情報等の利活用環境整備(法制度の確立、番号制度と医療情報システムとの連携、在宅医療推進に向けた規制緩和等) → ロボット技術の研究開発や実証実験の推進
セキュリティ	サイバーセキュリティの強化	サイバーセキュリティの強化	→ 防御技術の開発と関連産業の育成(人材育成含む) → 関係省庁の役割分担明確化と連携強化及び法制度の整備 → 国際連携の強化 → クラウドやスマートデバイスの活用促進に向けたセキュリティガイドライン等の普及

重要事項	大テーマ	方向性		国による主な対策 (規制改革・税制・財政・金融上の特例措置等)
		建設業	耐震性能の向上	→重要物流インフラの耐震化の促進 →住宅の耐震改修、建て替え促進に向けたインセンティブ拡大(税制上の特例措置、建築規制の緩和等) →施設の防災・減災に向けた設備投資、BCPの実効性向上やBCPの組織間連携の強化、地域の防災力強化に資する取り組みを推進するための支援 (例:公費補助、工場立地法の規制緩和、防災機能を有する工業団地における固定資産税減免等やエネルギー効率の高い建物に入居したテナントに事業所税の減免といった税制上の特例措置等)
8. その他	(1)安全・安心なまちづくりと国土強靱化・企業防災	防災 エネルギー	企業 防災・減災対策、事業継続性の強化 建設 不動産 老朽化した建築物の建て替え促進 電気 不動産 災害時に強い自立分散型発電の推進	→密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定を参考に、借地借家法における正当事由の適用除外等による老朽化した建築物の建て替えを促す仕組みの構築 (例:帰宅困難者対策が急務となるターミナル駅周辺の再開発、首都圏の最大の脆弱性である旧耐震基準建築物や木造密集地帯など既存不適格建築物等の建て替え促進) →熱供給事業者以外の者が地域冷暖房施設を設置し、道路占有する際の規制緩和(主に自治体レベルでの運用改善) →自立分散型発電により面的に電気・エネルギーを供給する事業への補助 (例:ガスコージェネシシステムの推進や非常用電源設備の設置等) →PFIの充実(企画段階からの民間の一貫した関与) →オープンデータの推進 →災害時・平常時の双方で機能する道路交通情報通信ネットワークの整備<再掲> (例:スマートコミュニティの実現、画像情報やセンサー技術等による予防的補修や安全確認等) →データ統合による劣化分析・異常検知の推進 →維持管理および防災・減災のための社会インフラ情報プラットフォームの整備
	まちづくり 国土	建設 不動産 情報通信	ICT技術をフルに活用した効率的な社会インフラの建設・維持・運用	→建物整備に向けた容積率の緩和・割増、公費補助、税制上の特例措置 (例:災害に強い情報設備、(外部帰宅困難者向け)一時滞在スペース、コージェネレーションシステム等)